

## フランス会社法（12）

加 藤 徹  
小 西 みも恵  
笹 川 敏 彦  
出 口 哲 也

### 目次

#### 商法典

##### 第1部 法律

##### 第2編 商事会社および経済利益団体

##### 第3章 各種の商事会社に共通の規定

第4節 警告手続（L. 234-1条～L. 234-4条）（以下、本号）

第5節 無効（L. 235-1条～L. 235-14条）

##### 第6節 合併および分割

第1款 一般規定（L. 236-1条～L. 236-7条）

第2款 株式会社に特有の規定（L. 236-8条～L. 236-22条）

第3款 有限会社に特有の規定（L. 236-23条～L. 236-24条）

第4款 国境を超える合併に特有の規定  
（L. 236-25条～L. 236-32条）

##### 第7節 清算

第1款 一般規定（L. 237-1条～L. 237-13条）

第2款 裁判上の決定に関して適用される規定  
（L. 237-14条～L. 237-31条）

第8節 履行命令（L. 238-1条～L. 238-6条）

第9節 株式および会社持分の賃貸借（L. 239-1条～L. 239-5条）

第10節 会社売却の場合における従業員への情報提供  
（L. 23-10-1条～L. 23-10-12条）

## 第4節 警告手続

(株式会社における警告手続)

L. 234-1 条 ① 株式会社の会計監査役は、その職務を行う際に経営の継続性を危うくするような事実を発見したときは、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の要件のもとに取締役会長または業務執行役会長にその旨を報知する。

② 15日以内に回答のない場合、または回答が経営の継続性を確保されることを可能にしないときは、会計監査役は、取締役会長または業務執行役会長に対し、(2005年7月26日法律第2005-845号第162-II条)《その謄本が商事裁判所長に渡された書面をもって、》発見された事実について取締役会または業務監査役会に審議させるように促す。会計監査役は、当該会議に招集される。(2005年7月26日法律第2005-845号第162-II条)《取締役会または業務監査役会の審議は、商事裁判所長および企業委員会、または企業委員会のない場合には従業員<sup>(1)</sup>の代表者に伝達される。》

③ (2011年5月17日法律第2011-525号第62-I-1°条)《取締役会または業務監査役会が発見された事実について審議をするために招集されなかったとき、もしくは会計監査役が当該会議に招集されなかったとき、》(2005年7月26日法律第2005-845号第162-II条)《または会計監査役がなされた決議にもかかわらず経営の継続性が危ういままであることを確認するときは、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の期間および要件のもとに総会が招集される。会計監査役は、当該総会に提出される特別報告書を作成する。当該報告書は、企業委員会、または企業委員会のない場合には使用人の代表者に伝達される。》

④ 総会の開催後、なされた決定が経営の継続性を確保することを可能にしないことを会計監査役が確認するときは、当該会計監査役は、商事裁判所長にその経過を報知し、かつそれについての結論を伝達する。

(1966年7月24日法律第66-537号第230-1条)

---

(1) personnel

⑤ (2011年5月17日法律第2011-525号第62-I-1°条)《警告手続の開始から6ヶ月の期間内において、会計監査役は、当該手続終了の判断をもたらした諸要素にもかかわらず経営の継続性が危ういままであり、かつ緊急性が即時の措置の採用を必要とするときは、当該手続を終了することができる」とみなした時点において、手続の進行を再開することができる。》

(株式会社における警告手続)

**R. 234-1 条** ① 株式会社において、L. 234-1 条第1項所定の報知は、自己に伝達された文書の調査時に会計監査役が発見するあらゆる事実または当該会計監査役が職務の執行に際して知るあらゆる事実を対象とする。当該報知は受領通知書請求付書留郵便により直ちになされる。

② 取締役会長または業務執行役会は、第1項所定の報知の受領後15日以内に受領通知書請求付書留郵便により回答する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第251-1 条第1項および第2項)

(取締役会・業務監査役会の審議)

**R. 234-2 条** ① L. 234-1 条第2項所定の取締役会または業務監査役会に審議させるように会計監査役が促すことは、取締役会長または業務執行役会の回答後または R. 234-1 条第2項所定の期間内に回答がないことの確認後8日以内に受領通知書請求付書留郵便により表明される。

② 取締役会長または業務執行役会は、発見された事実について取締役会または業務監査役会に審議させるために、取締役会または業務監査役会を会計監査役の信書の受領後8日以内に招集する。会計監査役は、同一の要件のもとに当該審議に招集される。決議は当該書状の受領後15日以内に行われる。

③ 取締役会または業務監査役会の審議の議事録の抄本は、商事裁判所長・会計監査役・企業委員会または企業委員会のない場合には使用人の代表者に対し、受領通知書請求付書留郵便により会議の開催後8日以内に送付される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第251-1 条第3項ないし第5項)

(総会の招集・審議)

**R. 234-3 条** ① 取締役会長または業務執行役会長による回答のないとき、または決定された決議にもかかわらず経営の継続性が危ういままであるときは、会計監査役は、発見された事実について総会に審議させるようにこれらに促す。この催促は、会議の決議を受け取ったときからまたは決議のために付与された期間の満了から15日以内に、受領通知書請求付書留郵便によりなされる。当該書留郵便に、その受領後8日以内に取締役会長または業務執行役会長により企業委員会または企業委員会のない場合には使用人の代表者に伝達された会計監査役の特

別報告書も添付される。

- ② 取締役会または業務執行役会は、R. 225-62条以下所定の要件のもとに、会計監査役によりなされた催促後8日以内に総会の招集手続を行う。総会は、いかなる事情においても、会計監査役によりなされた通知の日の遅くとも翌月以内に開催されなければならない。
- ③ 取締役会または業務執行役会がその義務を果たさないときは、会計監査役は、取締役会または業務執行役会に付与された期間の満了から8日の期間内に総会を招集し、その議事日程を決定する。会計監査役は、必要な場合には、定款所定の場所があってもそれ以外の、同一の県内にある他の開催場所を選ぶことができる。いかなる場合でも、総会の開催により生ずる費用は、会社の負担とする。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第251-1条第6項ないし第8項)

(商事裁判所長に対する経過通知)

R. 234-4条 L. 234-1条第4項を適用して会計監査役が商事裁判所長にその経過を報知するときは、当該報知は、受領通知書請求付書留郵便により、直ちになされる。当該通知は、商事裁判所長に対する報知に有益な文書すべての謄本ならびになされた決議の不十分さを明らかにするに至った理由の説明を含む。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第251-1条第9項)

(株式会社以外の会社における警告手続)

- L. 234-2条 ① 株式会社以外の会社において、会計監査役は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の要件のもとにL. 234-1条第1項所定の事実に関する説明を(2005年7月26日法律第2005-845号第162-Ⅲ条)《指揮者》に請求する。(2005年7月26日法律第2005-845号第162-Ⅲ条)《指揮者は、》15日以内に会計監査役に回答する義務を負う。回答は、企業委員会(2005年7月26日法律第2005-845号第162-Ⅲ条)《または企業委員会のない場合には使用人の代表者に対し》、および業務監査役会が存在する場合にはこれに対して伝達される。(2011年5月17日法律第2011-525号第62-I-2°条)《回答の受領後または15日以内に回答のないときは、》会計監査役は商事裁判所長にその旨を報知する。
- ② (2011年5月17日法律第2011-525号第62-I-2°条)《指揮者からの回答のないときは、》(2005年7月26日法律第2005-845号第162-Ⅲ条)《またはなされた決定にもかかわらず経営の継続性が危ういままであることを確認するときは、》会計監査役は、特別報告書を作成し、かつ、指揮者に対し、その謄本が商事裁判所長に送付された書面をもって、発見された事実についてコンセイユ・デタ

の議を経たデクレ所定の期間および要件のもとに招集される総会に審議させるように促す。》

③ 総会の開催後、なされた決定が経営の継続性を確保することを可能にしないことを会計監査役が確認するときは、当該会計監査役は、商事裁判所長にその経過を報知し、かつそれについての結論を伝達する。

(1966年7月24日法律第66-537号第230-2条)

④ (2011年5月17日法律第2011-525号第62-I-2°条)《L. 234-1条第5項は適用することができる。》

(株式会社以外の会社における警告手続)

R. 234-5条 ① 株式会社以外の会社において、L. 234-2条所定の説明の請求は、自己に伝達された文書の調査時に会計監査役が発見するあらゆる事実または当該会計監査役が職務の執行に際して知るあらゆる事実を対象とする。当該請求は、受領通知書請求付書留郵便により直ちに送付される。

② 指揮者は、説明請求の受領後15日以内に受領通知書請求付書留郵便により回答し、かつ、企業委員会または企業委員会のない場合には使用人の代表者、および業務監査役が存在する場合にはこれに対し、同一の期間および同一の手続のもとに、請求およびその回答の謄本を送付する。指揮者は、回答のなかで、状況の分析を提供し、必要がある場合には検討された措置を明らかにする。会計監査役は、受領通知書請求付書留郵便により直ちに商事裁判所長に当該手続の存在を報知する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第251-2条第1項および第2項)

(総会の招集・審議)

R. 234-6条 ① L. 234-2条第2項所定の発見された事実について総会に審議させるように促すことは、指揮者の回答の受領後または回答のために付与された期間の満了の日以後15日以内に受領通知書請求付書留郵便により、会計監査役により指揮者に対して送付される。当該書留郵便には、会計監査役の特別報告書が添付される。当該催促の謄本は、受領通知書請求付書留郵便により商事裁判所長に直ちに送付される。

② 前記受領の8日以内に、指揮者は企業委員会または企業委員会のない場合には使用人の代表者に催促および会計監査役の報告書を伝達し、総会の招集手続を行う。総会は、いかなる事情においても、会計監査役によりなされた催促の日の遅くとも翌月以内開催されなければならない。

③ 指揮者がその義務を果たさないときは、会計監査役は、指揮者に付与された期間の満了から8日の期間内に総会を招集する。会計監査役は、総会の議事日程

を決定し、かつ必要な場合には、定款所定の場所があってもそれ以外の、同一の県内にある他の開催場所を選ぶことができる。いかなる場合でも、総会の開催により生ずる費用は、会社の負担とする。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第251-2条第3項ないし第5項）

（商事裁判所長に対する経過通知）

R. 234-7 条 L. 234-2 条第3項所定の要件のもとに会計監査役が商事裁判所長にその経過を報知するときは、当該報知は、受領通知書請求付書留郵便により、直ちになされる。当該通知は、商事裁判所長に対する報知に有益な文書すべての謄本ならびになされた決議の不十分さを明らかにするに至った理由の説明を含む。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第251-2条第6項）

（企業委員会・使用人代表者の権限）

L. 234-3 条 ① 企業委員会または企業委員会のない場合には使用人の代表者は、商事会社において、労働法典 L. 422-4 条および L. 432-5 条所定の権限を行使する。

② 場合により取締役会長・業務執行役員または業務執行者は、企業委員会または使用人の代表者によりなされた説明請求、場合により取締役会または業務監査役会に送付された報告書ならびにこれらの機関によりなされた回答について、労働法典 L. 422-4 条および L. 432-5 条を適用して、会計監査役に伝達する。

（1966年7月24日法律第66-537号第230-3条）

（警告手続が適用されない場合）

L. 234-4 条 （2005年7月26日法律第2005-845号第162-IV条）<sup>(4)</sup> 調停手続および保護手続が第6編第1章および第2章の規定に従って指揮者により開始されたときは、本節の規定は適用することができない。

(2) 2017年9月27日施行の改正労働法典 L. 2323-14 条

(3) 2017年9月27日施行の改正労働法典 L. 2323-50 条ないし L. 2323-54 条

(4) conciliation

## 第5節 無効

翻

(設立・定款変更および決議の無効原因)

L. 235-1 条 ① 会社または定款変更行為の無効は、本編の明文規定または契約の無効を規律する法律からのみ生じうる。有限会社および株式発行会社に関しては、会社の無効は、意思表示の瑕疵もその無能力も、発起人である社員全員につき存するのでないかぎり、これにより生じることがはえない。会社の無効は、民法典1844-1 条による禁止条項にもとづく無効からもまた生じることがはえない。

訳

② 前項に定められるもの以外の行為または決議の無効は、本編の強行規定または契約を規律する法律の違反からのみ生じうる。

(1966年7月24日法律第66-537号第360条)

(人的会社における公示手続不履行による無効)

L. 235-2 条 合名会社および合資会社においては、要求されている公示手続が履行されないときは、場合に応じて会社の無効・行為の無効または決議の無効を生じるも、社員または会社は第三者に対し当該無効原因を主張することはできない。ただし、裁判所は、いかなる詐欺も確認されないときは、受けるべき無効を宣告しない権限を有する。

(1966年7月24日法律第66-537号第361条)

(議決権に関する規定の違反)

L. 235-2-1 条 (2006年3月31日法律第2006-387号第23条) 株式に帰属する議決権に関する規定に違反してなされた決議は、取り消されることができる。

(無効訴権の消滅)

L. 235-3 条 無効訴権は、裁判所が第一審の本案判決をなす日において無効原因が存在しなくなるに至ったときは、その無効が会社目的の不法にもとづく場合を除き、消滅する。

(1966年7月24日法律第66-537号第362条)

フ  
ラ  
ン  
ス  
会  
社  
法  
(  
二  
)

(無効治癒の期間)

L. 235-4 条 ① 無効の訴えが係属する商事裁判所は、職権をもつても、無効を治癒することを可能にするための期間を確定することができる。当該裁判所は、審理開始令状送達の日から2ヶ月以内は無効を宣告することができない。

② 無効を治癒するために総会が招集されまたは社員間の協議が行われるべき場合、かつ当該総会に関する正規の招集または社員に対し伝達されるべき文書を添付された決議案文の社員への送付が証明されるときは、裁判所は、社員が決定することができるために必要な期間につき判決をもってこれを認可する。

(1966年7月24日法律第66-537号第363条)

(無効治癒期間経過の効果)

L. 235-5 条 L. 235-4 条所定の期間満了時においていかなる決定もなされていないときは、裁判所は最も迅速な当事者の請求にもとづいて判決をなす。

(1966年7月24日法律第66-537号第364条)

(無能力または意思表示の瑕疵にもとづく無効の補正)

L. 235-6 条 ① 会社またはその設立後における行為および決議の無効が一社員の意思表示の瑕疵または無能力にもとづく場合、かつその補正がなされることができるときは、これに利害関係を有する一切の者は、あるいは補正すること、あるいは無効の訴えを提起することをなすことが認められている者に対し、6ヶ月以内にこれをなすべき旨を催告することができるものとし、この期間を超えたときは、当該訴権は消滅する。当該催告は、会社に対し通告される。

② 会社または社員は、受訴裁判所に対し、前項所定の期間内に原告の持分を排除することができる一切の措置、とりわけその社員権の買戻しの措置を委ねることができる。この場合において、裁判所は、あるいは前項所定の行為および決議の無効を宣告し、あるいは提案された措置が定款変更のために定められ

た要件のもとに会社により事前に採択されているときは当該措置を強制することができる。社員権の買戻請求を受けている社員の議決権は、会社の決定に対して効力を及ぼさない。

③ 社員に償還すべき社員権の評価は、協議の整わない場合には、民法典1843-4条の規定に従って決定される。これに反する条項は、すべて記載されていないものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第365条)

(催告の方法)

R. 235-1 条 L. 235-6 条第1項およびL. 235-7 条所定の催告は、裁判外の行為または受領通知書請求付書留郵便によりなされる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第252条)

(公示手続の違反にもとづく無効の補正)

L. 235-7 条 会社設立後における行為および決議の無効が公示に関する規定の違反にもとづくときは、当該行為の補正に利害関係を有する者はすべて、コンセイユ・データの議を経たデクレ所定の期間内に補正を行うべき旨を会社に対して催告することができる。その期間内に補正がなされないときは、あらゆる利害関係者は、当該手続を遂行すべき任務を負う受任者1名の裁判による決定をもってする選任を、請求することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第366条)

(催告の期間・受任者選任の管轄)

R. 235-2 条 ① L. 235-7 条所定の期間は、同条所定の催告のときから起算して30日とする。

② L. 235-7 条所定の要件のもとに公示の手続を遂行すべき任務を負う受任者は、レフェレによりこれを決定する商事裁判所長により、選任される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第253条)

(設立無効判決に対する第三者の異議)

R. 235-3 条 会社の無効を宣告する判決に対する第三者の異議は、裁判上の決定の民事及び商事公告官報における公告のときから起算して6ヶ月以内においてのみ受理される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第253-1条)

フ  
ラ  
ン  
ス  
会  
社  
法  
(一  
二)

(合併・分割の無効原因)

L. 235-8条 ① 合併または分割行為の無効は、当該行為を決定した総会の1つの決議の無効またはL. 236-6条第3項所定の手続適合申告書の付託の欠缺からのみ生じることができる。

② 無効をもたらすことになる不正規を治癒することができる場合は、合併または分割の無効の訴えが係属する裁判所は、当該状況を補正するための期間につき利害関係会社に対して認可する。

(1966年7月24日法律第66-537号第366-1条)

(無効訴権の時効)

L. 235-9条 ① 会社またはその設立後の行為および決議に関する無効訴権は、L. 235-6条所定の訴権消滅を留保して、その無効が生じた日から起算して3年により時効消滅する。

② しかしながら、会社の合併または分割の無効訴権は、当該行為につき必要とされている商事及び会社登記簿への最後の登記の日から6ヶ月により時効消滅する。

(1966年7月24日法律第66-537号第367条)

③ (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第51-XVI条) 《L. 225-149-3条にもとづく無効訴権は、資本増加の決定に続く総会の日から3ヶ月により時効消滅する。》

(会社無効判決の効果)

L. 235-10条 会社の無効が宣告されたときは、定款の定めまたは本章第7節の規定に従い、清算手続が行われる。

(1966年7月24日法律第66-537号第368条)

(合併・分割の無効と公示)

L. 235-11条 ① 合併または分割の無効を宣告する裁判上の決定が確定し  
200(724) 法と政治 68巻3号 (2017年11月)

たときは、当該判決は、その手続がコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められている公示の対象となる。

② 裁判上の決定は、合併または分割の効力発生日と無効を宣告する判決の公告日との間に1または複数の財産の譲渡を受けた会社の負担としてまたは当該会社の利益として、生じた義務について効力を有しない。

③ 合併の場合において、当該行為に関わった各会社が、吸収会社の負担となった前項所定の義務を履行する連帯責任を負う。分割の場合において、財産の譲渡を受けた会社の義務について、分割会社の場合も同様である。財産の譲渡を受けた各会社は、分割の効力発生日と無効を宣告する判決の公告日との間に生じた負担についてその責任を負う。

(1966年7月24日法律第66-537号第368-1条)

(無効の主張)

L. 235-12条 会社もまた社員も、善意の第三者に対し無効を主張することはできない。ただし、無能力または意思表示の瑕疵から生じる無効は、無能力者およびその法定代理人によりまたは錯誤・詐欺または脅迫にもとづく意思表示をなした社員により、第三者にも対抗されることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第369条)

(無効責任追及訴権)

L. 235-13条 ① 会社またはその設立後における行為および決議の無効確定にもとづく責任追及訴権は、無効確定の判決が既判力を取得した日から起算して3年により時効消滅する。

② 無効原因の消滅は、会社・行為または決議が無効とされた瑕疵から生じた損害の回復を目的とする損害賠償請求訴権の行使を妨げない。当該訴権は、無効が治癒された日から起算して、3年により時効消滅する。

(1966年7月24日法律第66-537号第370条)

(会社機関の決議の無効)

L. 235-14条 (2004年3月25日オルドナンス第2004-274号第20-II条) ①

議事録により機関の決議を確認することができない指揮および管理機関の長またはこれらの機関の会議の議長としての行為は、当該機関の決議の無効により制裁される。

- ② 訴権は、すべての取締役・業務執行役会の構成員または業務監査役会の構成員に認められる。
- ③ 当該無効訴権は、決議が無効にされうる会議後に行われる取締役会・業務執行役会または業務監査役会の2回目の会議の議事録が承認されるまで、行使されることができる。
- ④ 当該無効訴権は、L. 235-4条およびL. 235-5条に服する。

## 第6節 合併および分割

### 第1款 一般規定

(合併および分割の定義)

- L. 236-1条 ① 1個または2個以上の会社は、合併の方法により、その資産を1個の既存の会社またはそれらの会社が設立する1個の新設会社に移転することができる。
- ② 1個の会社はまた、分割の方法により、その資産を2個以上の既存の会社または2個以上の新設会社に移転することができる。
- ③ 前2項の可能性は、社員間における資産の分配が実行開始の目的となっていない場合に限り、清算中の会社に対しても認められている。
- ④ 前3項所定の行為のいずれかとして、その資産を移転する会社の社員は、1個または2個以上の承継会社の持分または株式を受領し、かつ必要に応じて、その額が付与されるべき持分または株式の名義額の10%を超えることのできない交付金を受領する。

(1966年7月24日法律第66-537号第371条)

(合併・分割の要件および手続)

- L. 236-2条 ① L. 236-1条所定の行為は、異なる形態の会社間において実行されることができる。

② 当該行為は、各当事会社により、定款変更に必要な要件のもとにおいて決定される。

③ 当該行為が新設会社の設立を伴うときは、各新設会社は、採用された会社形態に固有の規則に従って設立される。

④ 当該行為が株式会社および有限会社の参加を伴うときは、L. 236-10条, L. 236-11条, (2008年7月3日法律第2008-649号第10条)《L. 236-13条》, L. 236-14条, (2008年7月3日法律第2008-649号第10条)《L. 236-15条, L. 236-18条, L. 236-19条》, L. 236-20条およびL. 236-21条の諸規定が適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第372条および第389条)

(合併・分割の効果)

L. 236-3 条 I. - 合併または分割は、消滅会社の清算を経ない解散をもたらす、かつ当該行為の確定的な実現の日に資産が存在している状態において、承継会社に対しその資産の包括的な移転をもたらす。当該行為は同時に、合併契約または分割契約により定められた要件の下で、消滅会社の社員による承継会社の社員資格の取得をもたらす。

II. - しかしながら、消滅会社の持分または株式が次の者により保有されているときは、消滅会社の持分または株式と承継会社の持分または株式との交換手続は行われぬ：

1号 あるいは、承継会社により、または自己の名をもってかつ当該会社の計算において行為する者により；

2号 あるいは、消滅会社により、または自己の名をもってかつ当該会社の計算において行為する者により。

(1966年7月24日法律第66-537号第372-1条)

(合併・分割の効力発生日)

L. 236-4 条 合併または分割は、次に定める日に効果が生じる：

1号 1個または2個以上の新設会社の設立の場合においては、新設会社1個の商業及び会社登記簿への登録の日、または2個以上の新設会社のうちにおける最後の商業及び会社登記簿への登録の日；

2号 前号以外の場合において、当該行為はその他の期日において効力が生じることを当該契約が定めるときを除き、当該行為を承認した最後の総会の期日。ただし、その期日は、1個または2個以上の承継会社の現事業年度の終了日より後であってはならず、かつその資産を移転する1個または2個以上の会社の閉鎖事業年度の終了日の前であってはならない。（1966年7月24日法律第66-537号第372-2条）

（合併・分割における社員の責任加重手続）

L. 236-5条 L. 236-2条第2項の規定にかかわらず、計画されている当該行為が1個または2個以上の当事会社の社員または株主の負担を増加させる効果を有するときは、当該行為は当該社員または株主の全員一致によってのみ決定されることができる。

（1966年7月24日法律第66-537号第373条）

（合併計画・分割計画の公示）

L. 236-6条 ① L. 236-1条所定の行為に参加する会社はすべて、合併計画または分割計画を作成する。

② 当該計画は、当該会社の住所にある商事裁判所の書記課に対して付託され、かつその方法がコンセユ・デタの議を経たデクレにより定められた公示の対象となる。

③ L. 236-1条第1項および第2項所定の行為に参加する（2014年12月20日法律第2014-1545号第23-II-3°条）《株式》会社および（2014年12月20日法律第2014-1545号第23-II-3°条）《ヨーロッパ会社（2014年12月20日法律第2014-1545号第23-II-3°条）》《ならびにヨーロッパ連合内で国境を超える合併行為に参加する会社》は、当該会社が当該行為の手続をするために行われたすべての行為を記載し、かつ当該行為が法律および規則に適合して実現されたことを当該会社が確認する旨の申告書<sup>(5)</sup>を、書記課に対して付託する義務を負い、これを行わない場合には当該行為は無効となる。書記は、その責任において、本条所定

---

(5) déclaration

の申告書に適合していることを確認する。

(1966年7月24日法律第66-537号第374条)

(合併計画・分割計画の記載事項)

**R. 236-1 条** ① 合併および分割計画は、計画された合併および分割行為に参加する各会社の取締役会、業務執行役会、または1人もしくは2人以上の業務執行者により決定される。

② 当該計画は、以下の事項を含む：

- 1号 すべての参加会社の形態、名称および会社住所；
- 2号 合併または分割の理由、目的および条件；
- 3号 存続会社または新設会社への移転が予定されている資産および負債の項目ならびにその評価額；
- 4号 持分または株式の交付の日および当該持分または株式に利益に対する権利を付与する開始日、ならびに当該権利に関するすべての特別な条項および消滅会社または分割会社の行為が、計算の観点上、1個または2個以上の出資承継会社により行われたものとみなされる日；
- 5号 当該行為の条件を決定するために使用される当事会社の計算書類が確定される日<sup>(6)</sup>；
- 6号 社員権の交換比率および必要な場合は交付金の額；
- 7号 合併または分割のプレミアムとして予定される額；
- 8号 特別な権利を有する社員および株式以外の証券の所持人に対して付与される権利、ならびにそれがあがる場合は、すべての特別利益。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第254条)

③ (2011年11月9日デクレ第2011-1473号第9条)《L. 236-11条所定の行為について、合併契約は、持分または株式の付与の方法も、持分または株式に利益に対する権利を付与する開始日も、当該権利に関するいかなる特別な方法も、前項第6号および第7号所定のいかなる事項も、記載しない。》

(公示方法・公示事項)

**R. 236-2 条** ① 合併または分割計画は、当該行為に参加する各会社により、(2011年11月9日デクレ第2011-1473号第10条)《民事及び商事公告官報》に掲載される通知の対象となる。(2009年5月19日デクレ第2009-557号第3-XXIII条)《当該会社の少なくとも1社の株式が規制市場での取引が認められている》場合または当該会社の少なくとも1社の株式がすべて記名式でない場合は、通知はさらに義務的法定公告官報にも掲載される。

---

(6) droit sociaux

② 当該通知には、以下の事項を含む：

- 1号 当該行為に参加する各会社につき、社名または必要あるときはその略号を伴う社号・形態・住所の宛名・資本の額ならびに R. 123-237条第1号第2号所定の事項；
- 2号 当該行為の結果として生じる新設会社につき、社名または必要あるときはその略号を伴う社号・形態・住所の宛名および資本の額、または数個の既存の会社における資本増加の額；
- 3号 存続会社または新設会社への移転が予定されている資産および負債の評価額；
- 4号 社員権の交換比率；
- 5号 合併または分割のプレミアムの予定額；
- 6号 計画作成の日付ならびに L. 236-6 条第1項所定の付託の日付および場所。

③ (2011年11月9日デクレ第2011-1473号第10条)《L. 236-6 条所定の書記課への付託および本条所定の公示は、当該行為を決定するために招集された最初の総会の期日の少なくとも30日前までに、または、L. 236-11条所定の場合には当該行為につき、その効力を発生する30日前までに、行われる。》

(1967年3月23日デクレ第67-236号第255条)

(申告書の付託)

R. 236-4 条 ① L. 236-6 条所定の申告書は、数個の承継会社のうちの1個の会社の住所にある商業及び会社登記簿の変更登記の請求とともに、付託される。

② 当該申告書は、その目的のための委任を受理した各参加会社の業務執行役会の1名以上の構成員、取締役または業務執行者により署名される。

③ 複本は、変更登記の対象となる各参加会社の会社住所にある書記課に対し付託される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第265条)

(資産の一部出資)

L. 236-6-1 条 (2012年3月22日法律第2012-387号第16-I 条) その資産の一部を他の会社に出資する会社と当該出資を承継する会社とは、当該行為を L. 236-1 条ないし L. 236-6 条の規定に服させる旨の共通の合意を決定することができる。

(利益参加証券の名義人への適用)

L. 236-7 条 社債権者に関する本節の規定は、利益参加証券の名義人に対して  
206(730) 法と政治 68巻3号 (2017年11月)

して適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第389-1条)

## 第2款 株式会社に特有の規定

(適用規定)

L. 236-8条 L. 236-1条所定の株式会社間においてのみ実行される行為は、本款の規定に服する。

(1966年7月24日法律第66-537号第375条)

(合併の決定機関)

L. 236-9条 ① 合併は、当該行為に参加する各会社の非常総会により決定される。

② 合併は、必要な場合は、当該行為に参加する各会社においては、L. 225-99条およびL. 228-15条所定の特種株主総会の承認に服する。

③ 合併計画は、コンセイユ・デタの議を経たデクレに定められた方法により公示されるという条件の下に、吸収会社が投資証書を当該会社側の単なる請求により取得する限りにおいて、かつ当該取得がその特種株主総会により承認されている限りにおいて、株主総会に関する諸規定に則り決定を行う、当該証書の所持人の特種株主総会に服する。コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の期間内にその証券を譲渡しなかった投資証書の所持人はすべて、L. 228-30条最終項の規定の留保の下で、合併契約所定の要件において吸収会社に留まる。

④ (2011年5月17日法律第2011-525号第64-I条)《合併行為に参加する会社の株主が、L. 236-10条II所定の要件の下において、合併につき別の決定を行う場合を除き、当該行為に参加する各会社の取締役会または業務執行役会は、株主の措置に委ねられる書面による報告を作成する。

⑤ 《当該行為に参加する会社の取締役会または業務執行役会は、第1項所定の総会の日までに、その各株主に対し、合併計画の作成日と第1項所定の総会の開催日との間に生じた会社の資産および負債に関する重大な変更のすべてを報知する。

⑥ 《取締役会または業務執行役会は、当該行為に参加する他の会社とその株主に対してその変更を通知するために、当該会社の取締役会または業務執行役会に対してもまた、その変更を報知する。

⑦ 《それらの報知を実施する方法は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定される。》

（1966年7月24日法律第66-537号第376条）

（取締役会・業務執行役会の報告書）

R. 236-5 条 ① L. 236-9 条所定の取締役会または業務執行役会の報告書は、法律上および経済上の観点から、とりわけ関係会社につき一致されていなければならない株式交換比率および採用された評価方法に関して、ならびに評価に特別な困難があった場合はその旨に関して、詳細な方法で、当該計画を説明しかつ正当化する。

② 分割の場合には、資産の移転を受けた会社につき、当該報告書は、L. 225-147条所定の報告の作成についても記載をし、かつ当該報告が当該会社の住所にある商事裁判所の書記課に対し付託されることを表示する。

③ 投資証券の取得に関する募集の公示は、R. 225-153条の規定に従って行われる。

④ 投資証券の所持人は、最終の公示措置から30日以内に当該証券を譲渡していないとしても、かかる地位を存続会社においても保持する。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第256条）

（重大な変更に関する報知）

R. 236-5-1 条（2011年11月9日法律第2011-1473号第14条） ① 合併行為に参加する各会社の株主が L. 236-10条Ⅱ所定の要件の下に合併に関し別の決定をする場合を除き、L. 236-9 条第5項所定の株主への報知は、当該行為に参加する会社の取締役会または業務執行役会がこれを知った日から、R. 236-2 条または必要な場合は R. 236-2-1 条所定の手続に従って、株主に対して報知される。

② 加えて、かかる報知は、遅滞なく、受取通知と異なるすべての手段により、当該行為に参加する他の会社の取締役会または業務執行役会に対し、伝達される。当該他の会社は、その株主に対して、第1項所定の手続に従い、その報知を行う。

③ かかる変更はまた、当該行為に参加する各会社の総会のときにおける報知の対象となる。

（合併検査役の報告書）

L. 236-10条（2008年7月3日法律第2008-649号第8条）Ⅰ. - ① 合併行為  
208(732) 法と政治 68巻3号（2017年11月）

に参加する会社の株主が本条Ⅱ所定の要件の下において合併につき別の決定を行った場合を除き、裁判所の決定により選任されかつ参加会社との関係においてL. 822-11条所定の兼任禁止に服する1人または2人以上の合併検査役は、自己の責任の下に、合併の手續に関する書面による報告を作成する。

② 合併検査役は、合併行為に参加する会社の株式に付与される相対的な価額が適正であること、かつ交換比率が公正であることを検査する。当該検査役は、この目的のため、各会社から、必要なすべての書類の伝達を受けることができ、かつ必要なすべての検査を行うことができる。

③ 合併検査役の1個または2個以上の報告書は、株主の措置に委ねられる。当該報告書は以下の事項を含む：

- 1号 提案された交換比率の決定に際し採用された1個または数個の方式；
- 2号 この1個または数個の方式について適切に述べた特性、ならびに当該各方式が導き出す価額、採用された価値の決定に際し、これらの方式で付与された相対的な重要性に関し与えられている意見；
- 3号 評価につき特別な困難があるときはその旨。

Ⅱ. 一合併検査役を選任しない旨の決定は、合併行為に参加するすべての会社の株主によりその全員一致をもってなされる。この目的のため、株主は、合併計画に関し承認をするために招集されるべき総会に先立ち、当該報告書の提出につき要求される期間が開始する前に、意見を徴される。

(2008年8月4日法律第2008-776号第57-Ⅷ条)《Ⅲ. 一合併行為が現物出資または特別利益を伴う場合は、合併検査役、または、これが本条Ⅱの適用において選任されないときはL. 225-8条所定の要件の下で選任された出資検査役が、L. 225-147条所定の報告書を作成する。》

(株主への事前開示書類)

R. 236-3条 ① 合併または分割行為に参加するすべての株式発行会社は、その住所において、当該計画を承認するために招集される総会の期日の少なくとも(2011年11月9日デクレ第2011-1473号第12条)《30日》前に、以下に掲げる書類を株主の措置に委ねる：

- 1号 合併または分割計画；

(2011年11月9日デクレ第2011-1473号第12条)《2号 当該行為が株式会社間に

において実行される場合であってこれが必要なときは、L. 236-9 条および L. 236-10 条所定の報告書；）

3号 総会により承認された年次計算書類および当該行為に参加する会社の直近3事業年度の事業報告書；

4号 最終年次計算書類につき、その期末が、合併または分割計画の期日より6カ月以上前である事業年度に関わるときは、当該計画期日の少なくとも3カ月以上前でなければならない期日に確定されるべき直近の年次計算書類と、同一の方法に準拠しおよび同一の体裁に従って作成された、会計報告書（2011年11月9日デクレ第2011-1473号第12条）《または、通貨金融法典 L. 451-1-2条所定の6カ月ごとの財務報告書が存在し、それが公表されているときは、当該報告書》。

② 前項第3号の適用について、直近の閉鎖事業年度の年次計算書類が承認される前に、またはその承認後少なくとも（2011年11月9日デクレ第2011-1473号第12条）《30日》内に、当該行為が決定されるときは、当該事業年度に関する確定されかつ承認された計算書類および過去2事業年度に承認された年次計算書類ならびに事業報告書は、株主の措置に委ねられる。取締役会が当該事業年度の計算書類をいまだ決定していない場合は、前項第4号所定の計算書類および過去2事業年度に承認された年次計算書類ならびに事業報告書が、株主の措置に委ねられる。

③ 株主はすべて、その請求により、かつ無償で、上記の書類の全部または一部の謄写をすることができる。

④ 加えて、L. 236-10条が適用される有限会社はすべて、上記の要件の下で、本条所定の報告書を社員の措置に委ねられる。書面会議の場合には、当該報告書は、当該会議に服する議案とともに社員に送付される。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第258条）

（合併・分割検査役の選任）

R. 236-6 条 ① 合併または分割検査役は、R. 225-7 条所定の要件の下において選任されかつその職務を遂行する。

② 当該行為に関し単一の報告書のみが作成される場合には、検査役の選任は全参加会社の共同の請求にもとづいて行われる。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第257条）

（出資検査役の職務）

R. 236-7 条 ① 出資検査役は、とりわけ消滅会社により出資された純資産の額が消滅会社の資本増加額または合併により生じる新設会社の資本の額と少なくとも同額であることを検査する。

② 同様の検査は、分割承継会社の資本に関しても行われる。

---

(7) état comptable

(1967年3月23日デクレ第67-236号第260条)

翻

(100%子会社との合併)

L. 236-11条 ① 合併計画の商事裁判所の書記課への付託から合併行為の実現までの間において、存続会社が消滅会社の資本の全額を表章する株式全部を継続して保有しているときは、(2011年5月17日法律第2011-525号第64-Ⅱ-1条)《当該行為に参加する》会社の非常総会による合併の承認も、L. 236-9条(2011年5月17日法律第2011-525号第64-Ⅱ-1条)《第4項》およびL. 236-10条所定の報告書の作成も行われぬ。(2008年7月3日法律第2008-649号第9条により削除)《存続会社の非常総会は、L. 225-147条の規定に従い、出資検査役の報告書を勘案して、決定する。》

訳

(1966年7月24日法律第66-537号第378-1条)

② (2011年5月17日法律第2011-525号第64-Ⅱ-2条)《しかしながら、会社資本の5%以上を有する1人または2人以上の存続会社の株主は、合併の承認を宣告するための存続会社の非常総会を招集するために、受任者1名の選任を裁判上請求することができる。》

(90%以上子会社との合併)

L. 236-11-1条 (2011年5月17日法律第2011-525号第64-Ⅲ条) 合併計画の商事裁判所の書記課に対する付託から合併行為の実現までの間に、存続会社が消滅会社の議決権の全部ではなく、その90%以上を継続して保有するときは：

1号 存続会社の非常総会による合併の承認は行われぬ。ただし、会社資本の5%以上を有する1人または2人以上の存続会社の株主は、合併の承認を宣告する存続会社の非常総会を招集するために、受任者1名の選任を裁判上請求することができる。

2号 消滅会社の少数派株主が合併に先行して、次の場合に応じて、存続会社によるその株式の買戻しを、以下の方法に従って決定される、消滅会社の株式の価額に対応する価格をもって請求しようとするときは、L. 236-9条およびL. 236-10条所定の報告書の作成は行われぬ：

a) 消滅会社の株式が規制市場における取引を認められていないときは、民

法典1843-4条所定の要件の下において；

- b) 消滅会社の株式が規制市場における取引を認められているときは、金融市場当局の一般規則により定められた要件の下にかつその方法に従い開始される公開買付の一環として；
- c) 消滅会社の株式が、内部者取引、相場操縦および虚偽情報の流布から投資家を保護するための法律または規則の規定に服する多角的取引システムに対する取引が認められているときは、上記 a) および b) の要件に対応する応募の一環として。

(新設合併の手続)

- L. 236-12条 ① 合併が新設会社の設立の方法により実現されるときは、当該会社は合併当事会社による出資以外の出資なしに設立されることができる。
- ② すべての場合において、新設会社の定款草案は、消滅各会社の非常総会により承認される。新設会社の総会による当該行為の承認は行われない。

(1966年7月24日法律第66-537号第379条)

(合併による消滅会社の社債権者保護手続)

- L. 236-13条 ① 合併計画は、社債権者側の単なる請求にもとづく証券の償還が社債権者に与えられない限り、消滅会社の社債権者集会に服さなければならない。償還の申込は、その方法がコンセユ・デタの議を経たデクレにより定められる公示に服する。
- ② 単なる請求にもとづき償還が行われるときは、存続会社は消滅会社の社債権者の債務者となる。
- ③ コンセユ・デタの議を経たデクレ所定の期間内に償還の請求がなされなかったすべての社債権者は、合併契約所定の要件において存続会社におけるその資格を保持する。

(1966年7月24日法律第66-537号第380条)

(証券償還の申込)

- R. 236-11条 ① L. 263-13条第1項およびL. 236-18条所定の社債権者の単な

る請求にもとづく証券償還の申込は、義務的法定公告官報に公示され、かつ会社住所の県内にある法定公告の受理資格ある新聞2紙に2度にわたって公示される。2度の掲載の間隔は、10日間以上とする。

② 記名社債の名義人は、普通郵便または書留郵便により、償還の申込を報知される。すべての社債が記名式の場合は、前項所定の公示は任意となる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第263条)

(償還請求の期間)

R. 236-12条 L. 236-13条第3項所定の期間は、最終の公示手続またはR. 236-11条所定の普通郵便または書留郵便の送付から起算して3カ月とする。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第264条)

(合併による存続会社の債務負担・通常債権者の保護手続)

L. 236-14条 ① 存続会社は、消滅会社に代わり、消滅会社の社債権者以外の債権者に対する債務者となるが、当該交代は債権者に対して更改をもたささない。

② 合併行為に参加する会社の社債権者以外の債権者であってその債権を合併計画の公示前より有する者は、コンセイユ・データの議を経たデクレ所定の期間内に合併に対し異議を述べることができる。裁判上の決定は、当該異議を却下し、または債務の弁済を命じ、もしくは存続会社が担保を提供しかつ当該担保が十分であると判断されるときは、当該担保の設定を命じる。

③ 命じられた債務の弁済または担保の設定がないときは、合併は当該債権者に対し対抗することができない。

④ 債権者より申し立てられた異議は、合併行為の進行を停止する効力を有しない。

⑤ 本条の規定は、債務者である会社が他の会社と合併する場合において、その債務の即時弁済を請求する債権者に認める合意の適用を妨げるものではない。

(1966年7月24日法律第66-537号第381条)

(債権者の異議申立)

R. 236-8条 ① L. 236-14条およびL. 236-21条所定の要件において、合併または分割に対する債権者による異議は、最終の掲載の日、(2011年11月9日デク

レ第2011-1473号第15条）《または》（2007年5月9日デクレ第2007-750号第38条）《R. 236-2》により（2011年11月9日デクレ第2011-1473号第15条）《もしくは、必要な場合は R. 236-2-1 条により定められた、合併計画または分割計画の各会社のインターネット・サイト上での公衆への提案の日》から起算して30日の期間内に、申し立てられる。

② L. 236-15条所定の社債権者団体の代表者による合併に対する異議は、前項所定の期間内に申し立てられる。

③ いずれの場合においても、異議は、商事裁判所に対して提起される。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第261条）

（社債権者団体の代表者による異議申立）

R. 236-9 条 ① L. 228-73条第3項所定の場合において、社債権者団体の代表者の合併または分割に対する異議は、R. 228-80条所定の公示から起算して30日の期間内に申し立てられる。

② 当該異議は、商事裁判所に対して提起される。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第261-1条）

（消滅会社または分割会社に対する不動産賃貸人による異議申立）

R. 236-10条 消滅会社または分割会社に対する不動産賃貸人もまた、R. 236-8条第1項所定の要件の下に、当該合併または分割に対し異議を述べることができる。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第261-1条）

（合併における存続会社の社債権者保護手続）

L. 236-15条 合併計画は、存続会社の社債権者集會に服さない。ただし、（2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第51-XVII条により削除）《通常》社債権者集會は、団体の代表者に対し、L. 236-14条第2項以下各項所定の要件および効力の下において、合併に対する異議を述べる旨の委任を付与することができる。

（1966年7月24日法律第66-537号第381の2条）

（適用規定）

L. 236-16条 L. 236-9 条（2011年5月17日法律第2011-525号第64条。2011年8月31日より適用）《、L. 236-10条 および L. 236-11条》は、分割に適用される。

214(738) 法と政治 68巻3号（2017年11月）

(1966年7月24日法律第66-537号第382条)

(分割の手續)

- L. 236-17条 ① 分割が新設株式会社に対する出資により実現されなければならないときは、各新設会社は、当該分割会社の出資以外の出資なしに設立されることができる。
- ② 第1項の場合において、かつ各新設会社の株式が分割会社の株主に対し、分割会社の資本に対する権利に比例して付与されるときは、(2011年5月17日法律第2011-525号第64条。2011年8月31日より適用)《L. 236-9条およびL. 236-10条所定の報告書》の作成は行われない。
- ③ いずれの場合においても、新設会社の定款草案は、分割会社の非常総会により承認される。当該行為の承認は、各新設会社の総会によっては行われない。

(1966年7月24日法律第66-537号第383条)

(分割会社の社債権者保護手續)

- L. 236-18条 ① 分割計画は、社債権者の単なる請求にもとづく証券の償還が当該社債権者に付与される場合を除き、L. 228-65条I3号の規定に従い、分割会社の社債権者集会に服する。償還の申込は、その方法がコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた公示に服する。
- ② 単なる請求による償還が行われるときは、分割により生じる出資承継会社は、償還の請求をする社債権者の連帯債務者となる。

(1966年7月24日法律第66-537号第384条)

[参照条文] R. 236-11条 (前述 L. 236-13条の参照条文)

(分割における社債権者保護手續)

- L. 236-19条 分割計画は、その資産が移転される会社の社債権者集会に服さない。ただし、社債権者の通常集会は、団体の複数の代表者に対し、L. 236-14条第2項以下各項所定の要件および効力の下において、分割に対して異議を述べる旨の委任を付与することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第384-1条)

フ  
ラ  
ン  
ス  
会  
社  
法  
(  
一  
二  
)

(分割の出資承継会社の債務負担)

L. 236-20条 分割により生じる出資承継会社は、分割会社に代わり、分割会社の社債権者および社債権者以外の債権者に対する連帯債務者となり、当該交代はこれらの者に対し更改をもたらさない。

(1966年7月24日法律第66-537号第385条)

(分割の出資承継会社の債務負担)

L. 236-21条 ① L. 236-20条の規定にかかわらず、2個以上の分割による承継会社が、分割会社の負債の一部につき、それぞれがかつ連帯せずに各会社の間で義務を負担する旨の約定をすることができる。

② 前項の場合において、参加会社の社債権者以外の債権者は、L. 236-14条第2項以下各項所定の要件および効果の下において、分割に対して異議を述べることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第386条)

[参照条文]

R. 236-8条およびR. 236-9条 (L. 236-14条の参照条文)

(資産の一部出資)

L. 236-22条 その資産の一部を他の会社に出資する会社と当該出資を承継する会社とは、L. 236-16条ないしL. 236-21条の規定に当該行為を服させる旨の共通の合意を決定することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第387条)

### 第3款 有限会社に特有の規定

(有限会社間における合併および分割)

L. 236-23条 ① 有限会社がこれと同一形態の会社のためにする合併また  
216(740) 法と政治 68巻3号 (2017年11月)

は分割の場合には、L. 236-10条、L. 236-11条、（2008年7月3日法律第2008-649号第10条）《L. 236-13条》、L. 236-14条、（2008年7月3日法律第2008-649号第10条）《L. 236-15条、L. 236-18条、L. 236-19条、》L. 236-20条およびL. 236-21条の規定が適用される。

② 合併が新設有限会社に対する出資により実現されるときは、当該新設会社は、2個以上の合併当事会社の出資以外の他の出資なしに設立されることができる。

③ 分割が2個以上の新設有限会社に対する出資により実現されるときは、当該新設有限会社は、分割会社による出資のみによって設立されることができる。この場合において、かつ各新設会社の持分が分割会社の社員に対して、分割会社の資本に対する権利に比例して付与されるときは、L. 236-10条所定の報告書の作成は行われない。

④ 前2項所定の場合において、消滅会社の社員は、法律上当然に、新設会社の発起人の資格において行為をすることができ、かつ有限会社を規律する規定に従い手続が行われる。

（1966年7月24日法律第66-537号第388条）

（資産の一部出資）

**L. 236-24条** その資産の一部を他の会社に出資する会社と当該出資を承継する会社とは、既存の複数の有限会社の出資による分割の場合に適用される規定に当該行為を服させる旨の共通の合意を決定することができる。

（1966年7月24日法律第66-537号第388-1条）

#### 第4款 国境を超える合併に特有の規定

（2008年7月3日法律第2008-649号第1条）

（国境を超える合併への参加）

**L. 236-25条** 株式会社、株式合資会社、フランスで登録されたヨーロッパ会社、有限会社および簡易株式発行会社は、資本会社の国境を超える合併に関する2005年10月26日ヨーロッパ議会および理事会指令第2005/56/CE号第2条

法と政治 68巻3号（2017年11月）217(741)

第1項の適用範囲に属しかつヨーロッパ共同体の1または2以上のその他の加盟国において登録された1または2以上の会社とともに、本款の規定によりならびに本節第1款ないし第3款に反しない規定により定められた要件の下で、合併行為に参加することができる。

(適用規定)

R. 263-13条<sup>(8)</sup> 国境を超える合併行為は、本款の規定によりならびに本節第1款に反しない規定により、規律される。

(合併計画の内容)

R. 236-14条 ① 共通の合併計画は、国境を超える合併行為に参加する各会社の業務執行機関、管理機関または指揮機関により決定される。

② 当該計画は、以下の事項を含む：

- 1号 参加会社の形態・社名および会社住所、ならびに国境を超える合併により生じる会社に関する前記の事項；
- 2号 会社資本を代表する証券・持分または株式の交換比率ならびに必要な場合は交付金の額；
- 3号 国境を超える合併により生じる会社の証券、持分または株式の移転の方法、当該証券、持分または株式が利益に対する権利を生じさせる開始日、ならびに当該権利に関する固有のすべての条項；
- 4号 合併当事会社の行為が、計算の観点から、国境を超える合併より生じる会社のためになされたものとみなされる開始日；
- 5号 国境を超える合併から生じた会社により、特別な権利を有する社員に対し、および会社資本を表章する株式もしくは持分以外の証券の所持人に対し、付与される権利、またはそれらの点に関して提案される措置；
- 6号 国境を超える合併の計画を検査する鑑定人および合併する会社の管理機関・指揮機関・監督機関・検査機関の構成員に対し付与されるすべての特別利益；
- 7号 国境を超える合併より生じる会社に移転される資産および負債の評価に関する情報；
- 8号 国境を超える合併の条件を決定するために使用される合併する会社の計算期日；
- 9号 国境を超える合併により生じる会社の定款；
- 10号 必要な場合は、国境を超える合併より生じる会社におけるその参加権の定義の下で、労働者の関与に関する方法が定められる手続に関する情報；

(8) 以下、R. 236-13条ないしR. 236-20条の規定は、2009年1月5日デクレ第2009-11号によるものである。

11号 雇用に関し、国境を超える合併から予想される効果。

(国境を超える合併計画に関する公示)

R. 236-15条 ① フランスで登録された合併行為に参加する会社は、その会社住所がある県の法定公告受理資格ある新聞ならびに民事及び商事公告官報に対し、国境を超える合併計画に関する通知書を公示する。

② 当該通知書は、以下の事項を含む：

- 1号 各参加会社の商号または略号が必要な場合は略号を伴う社名、その形態、その形式、合併計画を閲覧することができる会社住所の宛先、その会社資本の額、ならびにフランスで登録された参加会社については、R. 123-237条1号および2号所定の事項；
- 2号 各参加会社がL. 236-6条により要求される公示手続を行った登記簿またはその国家法規における同等の措置、ならびに当該登記簿における会社の登記番号；
- 3号 国境を超える合併行為から生じる新設会社の商号または略号が必要な場合は略号を伴う社名、その形態、その住所の宛先、その資本の額、または既存の会社の資本増加額；
- 4号 新設会社または存続会社への移転が予定される各参加会社の資産と負債の評価；
- 5号 各参加会社における社員権の交換比率；
- 6号 各参加会社に対して合併プレミアムとして予想されている額；
- 7号 共通の国境を超える合併計画の日付、ならびにフランスで登録された参加会社については、L. 236-6条第2項所定の商業及び会社登記簿への付託の日付および場所；
- 8号 各参加会社につき、債権者および必要な場合は少数派社員の権利行使の条項、ならびに当該方法につき無償で包括的な情報を入手することができる宛先。

③ L. 236-6条所定の共通の国境を超える合併計画の書記課への付託および本条所定の公示は、当該行為を決定するために招集される総会期日の1カ月以上前に実行される。

(指揮機関・管理機関の報告書)

R. 236-16条 ① 各参加会社によりL. 236-27条第1項を適用して作成された指揮機関または管理機関の報告書は、法律上および経済上の観点から、とりわけ関係諸会社につき一致されていなければならない株式交換比率および採用された評価方法、ならびに社員、従業員および債権者にとっての当該合併計画の影響に関して、超国家合併計画につき詳細な方法で説明しかつ正当化する。

② 社員ならびに従業員もしくは賃金労働者の代表者に対する第1項所定の報告

書の利用提供は、国境を超える合併契約を決定するために招集される総会の期日の1カ月以上前に行われる。

③ 当該報告書が前項所定の総会の1カ月以上前に呈示されるときは、企業委員会またはこれを欠くときは従業員代表への通知書が、当該報告書に添付される。

（適合証明書の交付）

R. 236-17条 書記は、L. 236-29条所定の合併に先行する行為および手続の適合証明書を交付するため、適合申告書の付託から起算して8日の期間を有する。

（公証人）

R. 236-18条 L. 236-30条所定の検査手続を行う公証人は、自らの検査がなされる行為のときに、それにつき調書を作成し、私署証書を調製し、法的相談を受けていたものであってはならない。当該公証人は、当該行為の際に、調書を作成し、私署証書を調製し、法的相談を受けた会社または事務所において活動してはならない。

（適法性の検査に必要な書類）

R. 236-19条 国境を超える合併に参加する各会社は、適法性の検査の任務を負う公証人または書記に対し、書記により交付され、かつ6カ月前に遡る適合証明書に加えて、以下の書類を提出する：

- －国境を超える合併に共通の計画；
- －国境を超える合併より生じる会社の定款；
- －本款所定の公示に関する通知書の謄写1通；
- －L. 236-9条およびL. 236-13条所定の総会の議事録の謄写1通；
- －合併する会社が合併計画を同一の要件で承認し、かつ従業員参加に関する条項が労働法典第2部第3編第7章に従って定められたことを証明する書類。

（適法性の検査の期間）

R. 236-20条 L. 236-30条所定の適法性の検査は、R. 236-19条所定の文書全部の受領から起算して、15日の期間内に完了される。

（10%を超える交付金）

L. 236-26条 ① L. 236-1条にかかわらず、かつ当該合併により関係をもつヨーロッパ共同体の1つ以上の構成国の法制がこれを認めるときは、合併契約は、L. 236-25条所定の行為につき、券面額の、または券面額がない場合は、

---

(9) salariés

付与される証券、持分もしくは株式の簿価<sup>(10)</sup>の10%を超える交付金を、金銭で支払う旨を定めることができる。

② 簿価は、1株または持分1個により表章される会社資本の割り前として定義される。

(管理機関・指揮機関の報告)

L. 236-27条 ① 当該行為に参加する各会社の業務執行機関、管理機関または指揮機関は、社員の措置に委ねられる書面による報告を作成する。

② 労働法典(2015年8月17日法律第2015-994号第18-XV-1条。2016年1月1日施行)《L. 2323-33》条所定の義務の遵守を補完するために、本条第1項所定の報告書は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の要件の下で、従業員の代表者またはこれを欠くときは賃金労働者自体に対する措置に委ねられる。

③ L. 225-105条最終項を妨げることなく、労働法典(2015年8月17日法律第2015-994号第18-XV-1条。2016年1月1日施行)《L. 2323-33》条の適用上諮問された企業委員会からの通知、またはこれを欠くときは、労働者代表からの通知は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の期間内に伝えられた場合は、本条第1項所定の報告書に添付される。

[参照条文] R. 236-16条 (L. 236-25条の参照条文)

(国境を超える合併における従業員の参加)

L. 236-28条 ① 合併を決定する社員は、労働法典L. 2371-1条の意味で、国境を超える合併より生じる会社における従業員の参加につき決定された方法に関する承認に、当該合併の実現を、従わせることができる。

② 特種株主決議により、これに適用されうる法制によって合併に参加する会社の1社の社員に対してかかる可能性が付与されているときは、社員は、証券の交換比率の分析および修正の手続または少数派社員に対する補償手続の実行可能性について、意見を述べる。当該手続を適用してなされた決定は、合併に

(10) pair comptable

より生じた会社を拘束する。

フ  
ラ  
ン  
ス  
会  
社  
法  
(  
二  
)

(適合性の証明)

- L. 236-29条 ① コンセユ・データの議を経たデクレ所定の期間内において、当該行為に参加する会社が登録されている管轄内における裁判所の書記は、L. 236-6 条所定の検査手続を実行した後に、合併に先行する行為および手続に関する適合性の証明書を交付する。
- ② 当該証書は、証券の交換比率に関する分析および修正の手続または少数派社員に対する補償手続が進行中であるか否かを明示する。

[参照条文] R. 236-17条 (L. 236-25条の参照条文)

(公証人または書記による検査)

- L. 236-30条 ① 公証人または合併により生じる会社が登録される管轄内の裁判所の書記は、コンセユ・データの議を経たデクレ所定の期間内に、合併実現の適法性および合併の結果生じた新設会社の設立を検査する。
- ② 前項の公証人または書記は、とりわけ合併する会社すべてが同一の要件において、合併計画を承認したこと、ならびに従業員参加の方法が労働法典第2部第3編第7章に従い定められていることを検査する。

[参照条文] R. 236-18条ないし R. 236-20条 (L. 236-25条の参照条文)

(国境を超える合併の効力発生)

- L. 236-31条 ① 国境を超える合併は、次の場合にその効力を有する：
- 1号 L. 236-4 条に従う、新設会社の設立の場合；
  - 2号 契約の規定に従い既存会社への移転の場合。ただし、適法性の検査の以前にはそれを行うことができず、当該検査が行われた承継会社の現事業年度の開始日以後も行えない。
- ② 国境を超える合併の無効は、当該行為の効力発生の後には、宣告されることができない。

(従業員の参加)

L. 236-32条 L. 236-25条所定の行為に参加する会社のうち1個の会社が従業員参加制度に服し、かつこのことが合併により生じる会社の場合についても同様であるときには、当該会社はかかる参加の実行を認める法律手続を採用する。

## 第7節 清算

### 第1款 一般規定

(適用規定)

L. 237-1条 会社の清算は、本節の規定を留保して、定款の定めるところにより規律される。

(1966年7月24日法律第66-537号第390条)

(清算の開始・清算中の会社・第三者に対する効力)

L. 237-2条 ① 会社は、民法典1844-5条第3項所定の場合を除き、解散原因のいかんを問わず、その解散のときから直ちに清算に入る。その社名には、《清算中の会社》なる文言を付記する。

② 会社の法人格は、清算に必要な範囲において、その結了に至るまで存続する。

③ 会社の解散は、商業及び会社登記簿に公示される日の後においてのみ、第三者に対してその効力を生じる。

(1966年7月24日法律第66-537号第391条)

(清算中の会社および清算人の表示)

R. 237-1条 《清算中の会社》なる文言ならびに1人または2人以上の清算人の名前は、会社により発せられかつ第三者に対し宛てられる一切の証書および文書、とりわけ各種の通信文・送り状・広告その他の刊行物に、表示しなければならない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第266条第1項)

（清算人の指名行為の公示）

R. 237-2 条 ① 清算人の指名行為は、その手続のいかんを問わず、1カ月の間、会社住所のある県内の法定公告受理資格ある新聞に対して、かつ（2009年5月19日デクレ第2009-557号第3-XXIV条）《その会社の株式が規制市場での取引が認められているとき》またはその株式のすべてが記名式でないときは、義務的法定公告官報に対し、公示される。

② 当該公示には、以下の事項を含む：

- 1号 略号があるときはこれを伴う社名；
- 2号 「清算中」なる文言に続く、会社形態；
- 3号 会社資本の額；
- 4号 会社住所の宛先；
- 5号 R. 123-237条第1号および第2号所定の記載；
- 6号 清算事由；
- 7号 清算人の名前、通称および住所；
- 8号 その権限に対する制約がある場合はその制限。

③ 前項の事項の他に、次の事項も同一の掲載のなかに含まれる：

- 1号 通信の宛先ならびに清算に関する証書および文書が通知される場所；
- 2号 商業及び会社登記簿に添付して、清算に関する証書および文章の付託のなされる書記課が存在する商事裁判所。

④ 清算人の申し出により、同一の事項が、普通郵便により、株式および記名社債の所持人に知らされる。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第290条）

（公示方法および公示事項）

R. 237-3 条 ① 会社の清算中に、清算人は、その責任において、会社の法定代表者にかかる公示手続を遂行する。

② とりわけ、R. 237-2 条の適用して公示された事項の変更をもたらす一切の決定は、本条所定の要件において公示される。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第291条）

（裁判管轄）

R. 237-4 条 L. 237-5 条第2項所定の場合には、当該不動産の所在地を管轄する大審裁判所長により、レフェレをもって決定される。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第267条）

（清算人の公示）

L. 237-3 条 ① 清算人の指名行為は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の要件および期間内に、当該清算人により公示され、当該デクレは、商  
224(748) 法と政治 68巻3号（2017年11月）

業及び会社登記簿に添付して付託すべき書類をも定める。

(1966年7月24日法律第66-537号第392条)

② (2012年3月22日法律第2012-387号第18-II-1条)《検察官またはすべての利害関係人は、レフェレをもって決定する管轄裁判所長に対し、当該公示手続を履行することを、必要な場合はアストラントの形式の下で、清算人に対して命じることを請求することができる。》

(清算人の欠格事由)

L. 237-4 条 会社の執行役員、取締役、業務執行役会もしくは業務監査役会の構成員としての職務執行が禁じられている者、またはそれらの職務執行権を剥奪された者は、清算人に指名されることができない。

(1966年7月24日法律第66-537号第498条第1項)

[参照条文] R. 237-2 条 (L. 237-2 条の参照条文)

(継続中の賃貸借契約に関する会社解散の効果)

L. 237-5 条 ① 会社の解散は、当該会社の活動に利用されている不動産につき、これに付属する居住用建物をも含むその賃貸借契約の解約を当然には生じさせない。

② 賃貸借契約の譲渡の場合において、担保責任が当該契約の条項上もはや確保されることができないときは、裁判上の決定により、当該譲受人または第三者により提供され、かつ十分であると判断されるいかなる担保をもっても、これに代えることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第393条)

[参照条文] R. 237-4 条 (L. 237-2 条の参照条文)

(資産の換価に対する制限 (1) —裁判所の許可を要する場合)

L. 237-6 条 社員の全員一致の同意がある場合を除き、清算中の会社の資産の全部または一部について、当該会社において無限責任社員・業務執行者・

取締役・執行役員・業務監査役会または業務執行役会の構成員・会計監査役または検査役である資格を有する者に対するその譲渡は、清算人のほか会計監査役または検査役が存在するときはこれらの者の意見を正式に徴した後、商事裁判所の許可をもってのみ行われることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第394条)

(資産の換価に対する制限 (2) —清算人に対する資産譲渡の禁止)

L. 237-7 条 清算中の会社における資産の全部または一部につき、清算人、その使用人またはこれらの者の配偶者・直系尊属もしくは卑属に対するその譲渡は、禁止される。

(1966年7月24日法律第66-537号第395条)

(資産の換価に対する制限 (3) —全部譲渡または出資の場合)

L. 237-8 条 会社資産全部の譲渡または他の会社に対する資産の出資、とりわけ合併による出資は、以下の要件の下に授権される：

- 1号 合名会社においては、社員の全員一致をもって；
- 2号 合資会社においては、無限責任社員の全員一致により、かつ有限責任社員のその員数および資本の過半にあたる同意をもって；
- 3号 有限責任会社においては、定款変更に要する多数決をもって；
- 4号 株式発行会社においては、非常株主総会のための定足数および多数決の要件をもって、株式合資会社においては、これに加えて無限責任社員の全員一致の同意により。

(1966年7月24日法律第66-537号第396条)

(清算終了総会)

L. 237-9 条 ① 議決権なき配当優先株の所持人を含む社員は、清算の終了に際し、最終決算ならびに清算人による事務執行の承認およびその任務に対する責任解除につき決定を行い、かつ清算の終了を確認するために、招集される。

② 前項の招集がないときには、あらゆる各社員は、招集手続を行う任務を負

う受任者1名の選任を裁判上請求することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第397条)

(招集義務を負う受任者の選任)

R. 237-5 条 L. 237-9 条第2項所定の受任者は、レフェレをもって決定する  
商事裁判所長により選任される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第268条)

(商事裁判所への提出)

R. 237-7 条 清算人により作成された確定計算書類は、商業及び会社登記簿  
に対する添付書類として、商事裁判所に提出される。当該書類には、当該計算書  
類ならびに清算人の事務執行の承認およびその任務に対する責任解除について決  
定した社員総会の決議、またはこれを欠くときは R. 237-6 条所定の裁判上の決  
定が付加される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第270条)

(裁判上の決定による清算の結了)

L. 237-10 条 L. 237-9 条所定の清算結了総会が決議をすることができない  
とき、または総会が清算人の計算書類の承認を拒否するときは、清算人または  
あらゆる各利害関係人の請求にもとづき、裁判上の決定をもって、その判定が  
なされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第398条)

(計算書類の付託)

R. 237-6 条 ① L. 237-10条所定の場合において、清算人は商事裁判所の書  
記課に対しその計算書類を付託し、当該裁判所において、あらゆる利害関係人は、  
これを閲覧しかつ自己の費用をもってその謄本の交付を受けることができる。  
② 商事裁判所は、社員総会または株主総会に代わり、前項の計算書類および必  
要あるときは清算の結了につき判定を行う。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第269条)

(商事裁判所への提出)

R. 237-7 条 前述 L. 237-9 条の参照条文

(清算結了の通知の公示)

R. 237-8 条 ① 清算人により署名された清算終了の通知は、清算人の申出により、R. 237-2 条第 1 項所定の公示を受領する法定公告受理資格ある新聞に対し、かつ（2009年 5 月 19 日デクレ第 2009-557 号第 3-XXIV 条）《当該会社の株式が規制市場における流通が認められているとき》またはすべての株式が記名式でないときは義務的法定公告官報に対し、公示される。

② 当該通知は、以下の事項を含む：

- 1 号 略号がある場合は略号を伴う社名；
- 2 号 《清算中》なる文言に続く、会社形態；
- 3 号 会社資本の額；
- 4 号 会社住所の宛先；
- 5 号 R. 123-237 条第 1 号および第 2 号所定の記載；
- 6 号 清算人の名前、通称および住所；
- 7 号 清算人の計算書類が結了総会により承認されたときは、当該総会開催の期日および場所、またはこれが承認されないときは、R. 237-6 条所定の裁判上の決定の期日、ならびにその決定を行った裁判所の記載；
- 8 号 清算人の計算書類が付託された裁判所の書記課の表示。  
(1967年 3 月 23 日デクレ第 67-236 号第 292 条)

(清算による抹消登記)

R. 237-9 条 会社は、R. 237-7 条および R. 237-8 条所定の手続の履行証明にもとづき、会社及び商業登記簿から抹消される。

(1967年 3 月 23 日デクレ第 67-236 号第 271 条)

(清算終了の公示)

L. 237-11 条 清算終了の通知は、コンセイユ・データの議を経たデクレ所定の方法に従い、公示される。

(1966年 7 月 24 日法律第 66-537 号第 399 条)

[参照条文] R. 237-8 条 (前述 L. 237-10 条の参照条文)

(清算人の民事責任・訴権の消滅時効)

L. 237-12 条 ① 清算人は、その職務の遂行上自己のおかしたフォートによる損害の結果につき、会社に対してもまた第三者に対しても責任を負う。

② 清算人に対する責任追及訴権は、L. 225-254 条所定の要件の下において時効消滅する。

(1966年7月24日法律第66-537号第400条)

[参照条文] R. 237-3 条 (L. 237-2 条の参照条文)

翻

(清算人でない社員に対する訴権の消滅時効)

L. 237-13条 清算人でない社員またはその生存配偶者・相続人もしくは権利承継人に対する一切の訴権は、商業及び会社登記簿における会社解散の公示から起算して5年により時効消滅する。

訳

(1966年7月24日法律第66-537号第401条)

## 第2款 裁判上の決定に関して適用される規定

(法定清算)

L. 237-14条 I. 一定款上の定めまたは当事者間における明示の合意がないときは、解散会社の清算は、本節第1款の適用を妨げることなく、本款の規定に従って行われるものとする。

II. 一 加えて、かかる清算が前項における要件と同一の要件の下に行われるべき旨が、次の者の請求にもとづき、裁判による決定をもって命じられることができる：

1号 合名会社においては、社員の多数決；

2号 合資会社・有限会社および株式発行会社においては、資本の(2001年5月15日法律第2001-420号)《5%》<sup>(11)</sup>以上を有する社員；

3号 会社債権者。

III. 一 前項の場合においては、本節の規定に反する定款条項は記載がないものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第402条)

(法定清算開始の手續)

---

(11) 旧規定では、10%であった。

R. 237-10条 L. 237-15条ないし L. 237-31条所定の要件の下における会社の清算は、L. 237-14条第2項所定の者の請求にもとづき、レフェレをもってこれを決定する商事裁判所長により命じられる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第272条)

(取締役会・業務執行役会・業務執行者の終任)

L. 237-15条 取締役会・業務執行役会または業務執行者の権限は、L. 237-14条の適用上なされた裁判による決定の日に、また解散が当該決定後に行われるときは会社解散の日に、終了する。

(1966年7月24日法律第66-537号第403条)

(業務監査役会および会計監査役の存続)

L. 237-16条 会社の解散は、業務監査役会および会計監査役の任務を終了させない。

(1966年7月24日法律第66-537号第404条)

(清算検査役の選任)

L. 237-17条 ① 会計監査役が存在しない場合はもとより、その選任が義務づけられていない会社にあっても、1人または2人以上の検査役が、L. 237-27条所定の要件の下で、社員により指名されることができる。当該指名のないときは、清算人またはあらゆる利害関係人の請求にもとづき、裁判による決定をもって、検査役が選任されることができる。

② 検査役の指名行為は、その権限・義務および報酬ならびにその任期を定める。検査役は、会計監査役と同一の責任を負う。

(1966年7月24日法律第66-537号第405条)

(検査役の選任および公示)

R. 237-11条 ① 清算検査役は、清算人の請求にもとづき、申請に対して判定をなす商事裁判所長により、またあらゆる利害関係人の請求にもとづく場合には、正式に清算人に対して通告をした後、レフェレをもって決する商事裁判所長により、選任される。

② 検査役は、(2016年3月17日オルドナンス第2016-315号。2016年6月17日よ

り施行)《L. 822-1 条 I》所定のリストに登録された会計監査役の中から選任されることができる。

③ あらゆる場合において、検査役の指名行為は、清算人の場合と同様に、R. 237-2 条所定の要件および期間の下において公示される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第273条)

(社員による清算人の選任—任意解散の場合)

L. 237-18条 I. —解散が定款条項から生じる場合または解散が社員により決定される場合には、1人または2人以上の清算人が社員により選任される。

II. —清算人は以下の要件の下において指名される：

1号 合名会社においては、社員の全員一致をもって；

2号 合資会社においては、無限責任社員の全員一致および有限責任社員の資本における過半額をもって；

3号 有限会社においては、資本における社員の過半額をもって；

4号 株式会社においては、通常総会のための定足数および多数決要件をもって；

5号 株式合資会社においては、通常総会のための定足数および多数決要件をもって、ただしこの多数決には無限責任社員の全員一致を含むべきものとする；

6号 簡易株式発行会社においては、これと反対の条項のない限り、社員の全員一致をもって。

(1966年7月24日法律第66-537号第406条)

(清算人の報酬)

R. 237-14条 清算人の報酬は、これを指名した決定により定められる。その定めがないときには、当該報酬は、関係清算人の請求にもとづき、申請に対し判定を行う商事裁判所長によりその選任後に定められる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第276条)

(裁判による清算人の選任)

L. 237-19条 社員が清算人を指名できなかったときは、清算人は、あらゆる利害関係人の請求にもとづき、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の要

件において、裁判上の決定により選任される。

(1966年7月24日法律第66-537号第407条)

(選任手続・異議)

R. 237-12条 ① L. 237-19条所定の場合において、清算人は、申請にもとづき判定を行う商事裁判所長の命令により選任される。

② あらゆる利害関係人は、R. 237-2条所定の要件の下における選任の公示の日から2週間以内において、前項の命令に対して異議を申し立てることができる。当該異議は、その他の清算人を選任しうる商事裁判所に対してなされる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第274条)

(清算人の報酬)

R. 237-14条 (前述 L. 237-18条の参照条文)

(裁判による清算人の選任—強制解散の場合)

L. 237-20条 会社の解散が裁判上の決定により宣告されるときは、当該決定は1人または2人以上の清算人を選任する。

(1966年7月24日法律第66-537号第408条)

(清算人が2人以上ある場合における職務の各自執行および共同報告書)

R. 237-13条 2人以上の清算人が指名された場合には、指名行為に別段の定めがある場合を除き、各自その職務を執行することができる。ただし、各清算人は共同の報告書1通を作成して提出する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第275条)

(清算人の任期)

L. 237-21条 ① 清算人の任期は、3年を超えることができない。ただし、当該任期は、清算人が社員または裁判上の決定のいずれにより指名されたかに従い、社員または商事裁判所長によって更新されることができる。

② 社員総会が有効に開催されなかったときは、任期は、当該清算人の請求にもとづき、裁判による決定により更新される。

③ 任期の更新請求に際し、当該清算人は、清算が終了されえなかった事由・自己がとらうとする措置および清算の完了に必要な期間を報告する。

(1966年7月24日法律第66-537号第409条)

(商事裁判所長の管轄権)

R. 237-15条 ① 申請に対して判定を行う商事裁判所長は、L. 237-21条第2項、L. 237-23条、L. 237-24条第3項、L. 237-25条第2項ならびにL. 237-27条Ⅱ所定の決定を行う権限を有する。

② レフェレをもって決定する商事裁判所長は、L. 237-28条およびL. 237-31条第2項所定の決定を行う権限を有する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第277条)

(清算人の更迭)

L. 237-22条 清算人は、その指名に関する所定の手続に従って、解任されかつ代置される。

(1966年7月24日法律第66-537号第410条)

(社員総会の開催)

L. 237-23条 ① 清算人は、その就任後6カ月内に社員総会を招集し、会社の資産および負債の状況・清算の進行状態およびその結了に要する期間につき、総会に対し報告する。清算人が当該報告書を作成する期間は、その請求もとづき、裁判上の決定により12カ月内とすることができる。

② 前項の請求がなされないときは、監査機関が存する場合にはこれにより、またはあらゆる利害関係人の請求もとづき、裁判による決定をもって選任された1名の受任者により、総会招集の手続が行われる。(2012年3月22日法律第2012-387号第18-Ⅱ-2条)《裁判官は、その請求を遂行しなかった清算人に対し、その職務全般に関する報酬請求権の全部または一部を剥奪する。加えて、裁判官は、当該清算人を解任することができる。》

③ 総会の開催が不可能である場合またはいかなる決定もなされえなかった場合には、清算人は清算の達成に必要な認可を裁判上請求する。

(1966年7月24日法律第66-537号第411条)

[参照条文] R. 237-15条 (前述 L. 237-21条の参照条文)

## (清算人の権限)

- L. 237-24条 ① 清算人は会社を代表する。清算人は、示談による方法をも含め、資産を換価するための、最も広範な権限を授与される。定款または指名行為にもとづく当該権限の制限は、第三者には対抗することはできない。
- ② 清算人は、債権者に対し弁済をなしかつ処分可能な残額を分配すべき権限を有する。
- ③ 清算人は、社員により授権された場合または当該清算人が裁判による決定をもって指名されたときはこれと同一の手続により授権されている場合にのみ、清算の目的に必要な範囲内において継続中の事業を継続し、またはこれにつき新規に締約を行うことができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第412条)

[参照条文] R. 237-13条 (前述 L. 237-20条の参照条文) および R. 237-15条 (前述 L. 237-21条の参照条文)

## (清算人の職務)

- L. 237-25条 ① 清算人は、各事業年度終了後3カ月以内に、その時点において存在する資産および負債の種々の要素を示した財産目録にもとづく年次計算書類、ならびに経過事業年度中における清算行為につき説明をなす報告書を作成する。
- ② 裁判による決定をもって免除された場合を除き、清算人は、定款所定の手続に従い、少なくとも年に1回、事業年度終了後6カ月以内に社員総会を招集し、当該総会においては年次計算書類について判定を行い、必要な授権を与え、また適時、検査役・会計監査役または業務監査役会の構成員の任期につき更新する。
- ③ 総会が開催されないときは、前記第1項所定の報告書は商事裁判所の書記課に付託され、かつ一切の利害関係人に対して報知される。

(1966年7月24日法律第66-537号第413条)

- ④ (2012年3月22日法律第2012-387号第18-II-3条)《これら職務<sup>(12)</sup>を遂行しなかったときは、清算人は、L. 238-2条を適用して申し立てられた裁判所長に  
234(758) 法と政治 68巻3号 (2017年11月)

より、その職務全体に関する報酬権の全部または一部を剥奪されることができ  
る。清算人はまた、同一の手續に従い、解任されることができる。》

[参照条文] L. 238-2 条および R. 237-15 条（前述 L. 237-21 条の参照条文）

（社員の報知請求権）

L. 237-26 条　清算期間を通じ、社員は、解散前と同一の要件の下において、  
会社文書の報知請求を行うことができる。

（1966年7月24日法律第66-537号第414条）

（社員総会の決議要件）

L. 237-27 条　I. -L. 237-5 条第 2 項所定の決定は、以下の要件の下になさ  
れる：

- 1 号　合名会社・合資会社および有限会社においては、資本における社員の  
過半額をもって；
- 2 号　株式発行会社においては、通常総会の定足数および多数決要件のもと  
に；
- 3 号　簡易株式発行会社においては、定款に反対の定めがある場合を除き、  
社員の全員一致をもって。

II. -必要な多数が結集しえない場合には、清算人またはあらゆる各利害関係  
人の請求にもとづき、裁判上の決定をもって判定される。

III. -決定が定款の変更をもたらすときは、当該決議は、各形態の会社におい  
てこの目的のために定められた要件の下に行われる。

IV. -社員たる清算人は、議決に参加することができる。

（1966年7月24日法律第66-537号第415条）

[参照条文] R. 237-15 条（前述 L. 237-21 条の参照条文）

(事業継続の場合における総会の招集)

L. 237-28条 会社事業の継続の場合には、清算人は、L. 237-25条所定の要件の下に、社員総会を招集すべき義務を負う。招集がなされないときは、あらゆる利害関係人は、会計監査役・業務監査役会もしくは監査機関による招集、または裁判による決定をもって選任される受任者1名による招集につき、これを請求することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第416条)

(残余財産の分配)

L. 237-29条 定款に別段の定めのある場合を除き、株式または会社持分の名義額を償還した後なお存する純資産の分配は、会社資本に対するその参加の割合と同一の割合により、社員間において行われる。

(1966年7月24日法律第66-537号第417条)

(分配の公示・個別通知)

R. 237-16条 ① 資金の分配に関する一切の決定は、R. 237-2条所定の公示がなされた法定公告受理資格ある新聞において、かつ(2009年5月19日デクレ第2009-557号第3-XXIV条)《当該会社の株式が規制市場での流通が認められているとき》またはすべての株式が記名式ではないときは、義務的法定公告官報においても、公示される。

② 前項の決定は、記名証券の名義人に対しては個別に通知される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第278条)

(返済資金および分配資金の預託)

R. 237-17条 社員間および債権者間における配分に充当される金額は、配分決定の日から起算して15日以内に、清算中の会社の名をもって金融機関に開設された口座に預け入れられる。当該金額は、清算人1名のみ署名をもってかつその責任の下に引き出すことができる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第279条)

(預金供託金庫への供託)

R. 237-18条 債権者または社員に帰属すべき金額につきその支払が受領されないときは、当該金額は、清算結了から起算して1年の満了時に、預金供託金庫に供託される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第280条)

(議決権なき優先配当株式の償還)

L. 237-30条 ① 議決権なき優先配当株式の償還は、普通株式の償還に先立って行われなければならない。

② 未払額のある優先配当についても、前項と同様とする。

③ (2012年3月22日法律第2012-387号第18-II-4号)《議決権なき優先配当株式の全額の償還前になされた普通株式の全部または一部の償還は、取消されることができる。》

④ 議決権なき優先配当株式は、その名義額に比例して、その他の株式の清算残余財産に対する権利と同一の権利を有する。

⑤ 本条の規定に反するすべての条項は、記載のないものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第417-1条)

(清算中における分配)

L. 237-31条 ① 清算人は、債権者の権利を留保して、清算の経過中において処分可能となるに至った資金につき、その分配の適否を決定する。

② 清算人に対して催告をするもその効果がないときは、利害関係人はすべて、清算の経過中における分配に関し、その時期の適否についての判定を、裁判上請求することができる。

③ 資金分配の決定は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の方法に従い、公示される。

(1966年7月24日法律第66-537号第418条)

[参照条文] R. 237-16条 (前述 L. 237-29条の参照条文)

## 第8節 履行命令

(2001年5月15日法律第2001-420号)

(通知命令の請求)

L. 238-1 条 ① 利害関係人はすべて、L. 221-7 条、L. 223-26 条、L. 225-115 条、L. 225-116 条、L. 225-117 条、L. 225-118 条、(2004 年 6 月 24 日オールドナンス第 2004-604 号第 51-XVIII 条)《L. 225-129 条、L. 225-129-5 条、L. 225-129-6 条、L. 225-135 条、L. 225-136 条、L. 225-138 条、L. 225-177 条、L. 225-184 条、》L. 228-69 条、L. 237-3 条および L. 237-26 条所定の文書の作成、通知または送付を受けることができないときは、当該利害関係人は、あるいは清算人または取締役、業務執行者および指揮者に対してアストラントの形式をもって当該文書を通知するよう命令すること、あるいは当該通知の実行手続を行う任務を負う受任者 1 名を選任することを、レフェレをもって決定する裁判所長に、請求することができる。

② (2004 年 3 月 25 日オールドナンス第 2004-274 号第 21-II 条)《前項と同様の訴えは、清算人・取締役・業務執行者または指揮者から、コンセイユ・デタの議を経たデクレ所定の規定に従った委任状書式の通知、または総会開催のために当該デクレにより要求されている情報を得ることができていないすべての利害関係人に対して、認められる。》

③ 当該請求権が行使されるときは、アストラントおよび手続費用は、関係者たる取締役・業務執行者・指揮者または清算人の負担となる。

(義務の履行命令の請求)

L. 238-2 条 (2003 年 8 月 1 日法律第 2003-706 号第 18-III-2 条) 利害関係人はすべて、清算人に対して L. 237-21 条 (2012 年 3 月 22 日法律第 2012-387 号第 18-III-1 条)《、L. 237-23 条》および L. 237-25 条所定の義務を履行することを、アストラントの形式で命じるよう、レフェレをもって決定する裁判所長に請求することができる。

(記載命令の請求)

L. 238-3 条 (2012 年 3 月 22 日法律第 2012-387 号第 18-III-2 条) ① 検察官ならびにすべての利害関係人は、有限会社・株式会社・労働者参加株式会社・簡易株式発行会社・ヨーロッパ会社または株式合資会社の法定代表者に対し、当該会社から発せられるすべての文書および書類上に、以下の事項を記載する

ことを、必要な場合はアストラントの下で命じるよう、レフェレをもって決定する権限を有する裁判所長に請求することができる：

1号 その直前または直後にかつ明瞭に、それぞれの場合における以下の記載または略号を伴う社名：《有限会社》もしくは《SARL》、《株式会社》もしくは《SA》、《労働者参加株式会社》もしくは《SAPO》、《簡易株式会社》もしくは《SAS》、《ヨーロッパ会社》もしくは《SE》、または《株式合資会社》；

2号 L. 231-1 条の意味における可変資本公司に関する場合を除き、会社資本の表示。可変資本公司である場合には、検察官またはすべての利害関係人は、可変資本公司の法定代表者に対し、当該会社から発せられるすべての文書および書類上、《可変資本》なる語の直前または直後にかつ明瞭にその社名を記載することを、必要な場合はアストラントの下で命じるよう、レフェレをもって決定する商事裁判所長に請求することができる。

② 検察官またはすべての利害関係人は、経済利益団体の法定代表者に対し、当該団体から発せられたすべての文書および書類上、《経済利益団体》または《GIE》なる記載または略号の直後にかつ明瞭に当該団体の名前を記載することを、必要な場合はアストラントの下で命じるよう、レフェレをもって決定する権限ある裁判所長に請求することができる。

(社名変更命令の請求)

L. 238-3-1 条 (2005年7月26日法律第2005-842号第11-Ⅱ条) 利害関係人はすべて、ヨーロッパ会社 (SE) 法に関する、2001年10月8日理事会規則 (CE) 第2157/2001号第11条の規定の不知により、その社名に《SE》なる略号を使用している会社に対し、かかる社名を変更することをアストラントの下で命じるよう、レフェレをもって決定する裁判所長に請求することができる。

(特別登記簿に対する転記命令の請求)

L. 238-4 条 (2004年3月25日オールドナンス第2004-274号第20-Ⅲ条) 利害関係人はすべて、指揮機関および管理機関の長に対し、当該会議の議事録を会

社住所に保管されるべき特別登録簿上に転記することをアストラントの下で命  
じるよう、レフェレをもって決定する裁判所長に請求することができる。

(特別登記簿に対する転記命令の請求)

L. 238-5 条 (2004年3月25日オルドナンス第2004-274号第22-Ⅲ条) 利害  
関係人すべては、株主総会または社債権者集会の議長に対し、当該総会または  
集会の議事録を会社住所に保管されるべき特別登録簿に転記することをアスト  
ラントの下で命じるよう、レフェレをもって決定する裁判所長に請求すること  
ができる。

(特種株主総会の招集命令)

L. 238-6 条 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第50-Ⅰ条) ①  
配当優先株主の特種株主総会に対して、L. 228-35-6 条, L. 228-35-7 条および  
L. 228-35-10条所定の要件のもとで付議されていないときは、レフェレをもっ  
て決定する裁判所長は、すべての株主からの請求にもとづき、業務執行者また  
は取締役会長もしくは業務執行役会長に対し当該総会を招集すること、あるい  
は当該招集手続を行う任務を負う受任者1名を選任することを、アストラント  
の下で命じることができる。

② 前項の訴権は、それらの者が属する通常総会または特種株主総会が L.  
225-99条, L. 225-129-6 条第2項および L. 228-16条または L. 228-103条所定  
の要件の下で、付議されていないときは、すべての株主または資本に対する権  
利を有する有価証券のすべての所持人に対し、認められる。

## 第9節 株式および会社持分の賃貸借

(2005年8月2日法律第2005-882号第26-Ⅰ条)

(株式または会社持分の賃貸借)

L. 239-1 条 (2005年8月2日法律第2005-882号第26-Ⅰ条) ① 定款は、

---

(13) registre spécial

会社税に服する株式発行会社および有限会社の株式または会社持分が、当然にまたは選択権の行使により、民法典第1709条の規定の意味における自然人のための賃貸借に供することができる旨を定めることができる。

② 株式の賃貸借は、規制市場において流通しておらず、中央保管者の取引として記載されておらず、かつ本法典 L. 225-197-1 条所定の保有義務または労働法典第4編第4章第2節および第3節所定の処分禁止期間に服さない記名式証券についてのみ対象とすることができる。

③ 株式または会社持分の賃貸借は、以下の証券を対象とすることができない：

1号 利益およびキャピタル・ゲインが所得税に関して免除制度の利益を受けている場合であって、その私有資産の運用の枠内で自然人により保有されている証券；

2号 経済および金融秩序の各種の規定が定める1985年7月11日法律第85-695号第1-1条所定のリスク資本会社<sup>(14)</sup>、または租税一般法典208D条所定のリスク投資一人会社<sup>(15)</sup>の資産として登録された証券；

3号 リスク投資合同ファンド<sup>(16)</sup>、イノベーションにおける投資合同ファンド、または通貨金融法典（2011年8月1日オルドナンス第2011-915号第26-3条）《L. 214-28条，L. 214-30条およびL. 214-31条》所定の各種の類似投資ファンドにより保有されている証券。

④ 賃貸借に供されている株式または持分は、転貸借または通貨金融法典（2009年5月12日法律第2009-526号第138-XIII条）《L. 211-22条ないしL. 211-26条》の意味における証券の貸出しの対象とすることはできず、その転貸借または貸出しを行った場合は無効となる。

⑤ 株式発行会社または有限会社のいずれかが、法令上の身分規定に服しまたはその資格が保護されている自由業専門職会社<sup>(17)</sup>の形態の下での活動ならびに自由業専門職財務参加会社<sup>(18)</sup>に関する1990年12月31日法律第90-1258号第1条所定

(14) société de capital-risque

(15) société unipersonnelle d'investissement à risque

(16) fonds commun de placement à risques

(17) sociétés des professions libérales

(18) sociétés de participations financières de professions libérales

の職業による活動のために設立されたときは、当該会社の一方もしくは他方の株式または会社持分は、当該会社の内部で活動する賃金専門職または自由業協<sup>(19)</sup>力者のためである場合を除き、(2014年12月20日法律第2014-1545号第23-II-4°条)《および、保健衛生分野に参入している会社または公署官もしくは裁判所付<sup>(20)</sup>属吏の職務を行っている会社はこれを例外として、これらの会社の目的を構成している職業を行う専門職のためである場合を除き、》本条所定の賃貸借契約の対象とすることができない。<sup>(21)</sup>

⑥ 会社が本法典第6編第3章を適用して、裁判上の更生手続の対象となるときは、その株式または会社持分の賃貸借は、当該手続を開始した裁判所所定の要件の下においてのみ効力を生じることができる。

#### (賃貸借契約の認証)

L. 239-2 条 (2005年8月2日法律第2005-882号第26-I 条) ① 賃貸借契約は、登録手続に服する公署証書または私署証書によって認証される。当該契約は、そのリストにコンセイユ・データの議を経たデクレ所定の事項が含まれるものとし、これを欠く場合は無効とする。

② 当該契約は、民法典1690条所定の手続において、会社に対し対抗可能となる。

③ 株式または持分の交付は、当該株主または社員の名前、賃貸借である旨および賃借人の名前の記載に加えて、株式発行会社の記名証券登録簿への記載、または有限会社定の定款への記載の日に発効する。当該日付から起算して、会社は、賃借人に対し、株主または社員に提供されるべき情報を送付し、その参加およびL. 239-3 条第2項の規定に従った総会における議決権を考慮しなければならない。

④ 賃貸借に供された株式または持分は、当該契約の始期および終期、ならびに賃借人が法人である場合には各会計年度の末日における、評価の対象となる。かかる評価は、会社の計算より抽出された基準にもとづいて行われる。当該評

(19) professionnels salarié

(20) collaborateurs libéraux

(21) officier public ou ministériel

価は、会計監査役により確認される。

(賃貸借契約の内容)

R. 239-1 条 ① L. 239-2 条の適用において、株式または持分の賃貸借契約は、以下の事項を含むことを要し、これを欠く場合は無効となる：

- 1号 賃貸借に供された株式または会社持分の種類、数および同一性；
- 2号 契約の期間および契約解除告知期間；
- 3号 賃料の額、周期性、および必要な場合は更新の方法；
- 4号 賃貸借に供された株式または持分が当該契約の経過中に賃貸人により譲渡されるときは、当該譲渡の方法；
- 5号 用益権に適用される法定規則を尊重した、清算剰余金の配分の要件。

② 賃料の更新および賃貸借経過中の証券の譲渡に関する記載を欠くときは、賃料は固定しているものとみなされ、かつ証券は当該契約の期間中譲渡不能とみなされる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第280-1条)

(持分・株式の譲受人に関する合意の賃借人に対する適用)

L. 239-3 条 (2005年8月2日法律第2005-882号第26-I条) ① 持分または株式の譲受人に関する合意を定める法律上または定款上の規定は、同一の要件のもとで、賃借人に対しても適用される。

② 賃貸借に供された株式または会社持分に帰属した議決権は、定款変更または会社国籍の変更を決定する総会においては賃貸人に属し、その他の総会においては賃借人に属する。賃貸借に供された株式または会社持分に帰属したその他の権利行使については、賃貸人は虚有権者とみなされ、賃借人は用益権者とみなされる。

③ 本法典第4編の規定の適用について、賃貸人および賃借人は、株式または会社持分の保有者とみなされる。

(賃貸借の更新)

L. 239-4 条 (2005年8月2日法律第2005-882号第26-I条) ① 賃貸借は、最初の賃貸借の締結と同一の要件において更新されることができる。

② 賃貸借契約の不更新または解除の場合には、最初に申し出た当事者が、株式発行会社の記名証券登録簿または有限会社の定款になされた記載の抹消手続

を行う。

(賃貸借契約の送達または期間の到来)

L. 239-5 条 (2005年8月2日法律第2005-882号第26-I 条) 利害関係人はすべて、レフェレをもって決定する裁判所長に対し、当該会社の株式または会社持分を対象とする賃貸借契約の送達または期間の到来の場合において、記名証券登録簿または定款を変更しかつその目的のため社員総会を招集することを、株式発行会社または有限会社の法定代表者に対し、アストラントの下で命じるよう請求することができる。

## 第10節 会社の売却の場合における従業員への報知<sup>(22)</sup>

第1款 企業委員会を設置する義務に服さない会社において資本の過半に対する権利を付与する会社持分、株式または有価証券を売却する<sup>(23)</sup>場合に、従業員<sup>(24)</sup>に対し、買付申込みの提案をなすことを認める期間の制定について (2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-14°条。2016年1月1日施行)

(企業委員会の設置義務のない会社における従業員による持分の買付の申込み)  
L. 23-10-1 条 ① 労働法典 L. 2322-1 条の適用により企業委員会を設置する義務を有しない会社において、有限会社の会社持分の50%超を表章する資本参加部分の所有者、または株式発行会社の資本の過半に対する権利を付与する株式または有価証券の所有者が、その持分、株式または有価証券を (2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-3°条。2016年1月1日施行)《売却すること》を望むときは、1人または2人以上の従業員に当該資本参加部分の買付の申込みの提案をなすことを認めることができるようにするために、従業員は、遅くとも当該 (2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-1°条。2016年1月1日施行)《売却》の2カ月前までには、当該売却について報知される。

---

(22) information des salariés

(23) vente

(24) offre

- ② (2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-15°条。2016年1月1日施行)  
《当該所有者が企業の長でないとき、当該通知は企業の長<sup>(25)</sup>に対してなされ、かつ前項の期間は当該通知から起算される。当該》(2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-15°条。2016年1月1日施行)《企業の長は》、従業員が買付の申込みを(2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-5°条により削除。2016年1月1日施行)《譲渡人に》(2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-6°条。2016年1月1日施行)《企業の長に》提案をなすことができることを示して、この情報を直ちに従業員に通知する。
- ③ (2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-15°条。2016年1月1日施行)  
《企業の長は、従業員により提案された買付に関するすべての申込みを直ちに所有者に通知する。
- ④ 《資本参加部分が企業の長により保有されているときは、企業の長は、従業員は企業の長に買付の申込みを提案することができ、かつ、その期間はこの通知の日から起算して経過することを従業員に報知した上で、その売却の意思を直接従業員に通知する。》
- ⑤ 「当該(2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-1°条。2016年1月1日施行)《売却》は、各従業員が(2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-5°条により削除。2016年1月1日施行)《譲渡人に》申込みを提出しないという決定を通知したときから2カ月の期間の経過前に行われる。」
- ⑥ (2015年7月17日憲法院決議合憲性の優先問題<sup>(26)</sup>第2015-476号により本項および次項削除)<sup>(27)</sup>《本条の不知により行われた譲渡は、各従業員の請求により取り消されることができる。
- ⑦ 《無効訴権は、資本参加部分の譲渡の公告の日またはすべての従業員が資本参加部分の譲渡について報知された日から起算して、2カ月をもって時効消滅する。》
- ⑧ (2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-8°条。2016年1月1日施行)  
《責任追及訴訟が係属する場合には、受訴裁判所は、検察官の請求にもとづき、

(25) notification

(26) la question prioritaire de constitutionnalité

(27) reconnaissance

売却金額の2%を超えることができない額の過料<sup>(28)</sup>を宣告することができる。》

(従業員に対する補佐)

L. 23-10-2 条 従業員は、その請求により、デクレにより定められた条件に基づき、地方社会および連帯経済会議所<sup>(29)</sup>と関連のある管轄地域の地方商工会議所<sup>(30)</sup>、地方農業会議所<sup>(31)</sup>、地方手工業および職人会議所<sup>(32)</sup>の代表および従業員により選任されたあらゆる者により、補佐されることができる。

(従業員に対する補佐の通知と守秘義務)

2014-1254号デクレ 23-10-3 条 従業員は、自らが L. 23-10-2 条および L. 23-10-8 条に従って補佐されるときは、可及的速やかに、かつあらゆる方法により、企業の長に通知する。従業員を補佐する者は、その者が受領した情報について守秘義務を負う。

(従業員への報知の方法と守秘義務)

L. 23-10-3 条 ① 従業員への報知は、規則により明確にされた、従業員による情報受信の日を確定するいかなる方法でも行われることができる。

② (2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-9°条。2016年1月1日施行)  
《報知が受領通知請求付書留郵便によりなされる時、情報受信の日は、当該郵便の最初の呈示日である。》

③ 従業員は、買付の申込みを (2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-5°条により削除。2016年1月1日施行) 《譲渡人に》提案をなすことを従業員に認めるために援助が必要な者を除いて、労働法典 L. 2325-5 条において企業委員会構成員について定められているものと同一の条件で、本款を適用して受領された情報について守秘義務を負う。

---

(28) amende civile

(29) chambres régionales de l'économie sociale et solidaire

(30) chambre de commerce et d'industrie régionale

(31) chambre régionale d'agriculture

(32) chambre régionale de métiers et de l'artisanat

(従業員への報知の方法)

2014-1254号デクレ 23-10-2 条 L. 23-10-3 条および L. 23-10-9 条所定の従業員への報知は、次の方法により行われることができる：

- 1号 従業員への報知会議の出席簿に従業員が署名した後に、同会議の開催中；
- 2号 掲示による。情報受信の日は、従業員がこの掲示による通知を受けたことを証明する署名を伴った登録簿上に従業員により記入された日とする；
- 3号 受信日が証明されうることを条件に、電子メールによる；
- 4号 欄外の署名または受領証と引き換えに、必要な情報を記載した書面を直接本人に手渡すことによる；
- 5号 受領通知請求付書留郵便による。(2015年12月28日デクレ第2015-1811号第1-5号により削除。2016年1月1日施行)《受信日は、受取人への郵便到達時に郵便機関により記入されている日とする；》
- 6号 裁判外の行為による；
- 7号 その他受信日を特定しうるあらゆる方法による。

(資本参加部分の売却)

L. 23-10-4 条 L. 23-10-1 条ないし L. 23-10-3 条は、以下の各号を条件として、その資本の全部または一部が、特に職業資格の分野において特定の条件に対応する1人または2人以上の社員または株主により保有されることを規定する特別の規則に服する会社の資本参加部分の(2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-1°条。2016年1月1日施行)《売却》に適用される：

- 1号 あるいは求められている条件を満たす買付の申込みを提案することができる少なくとも1人の従業員；
- 2号 「あるいは(2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-1°条。2016年1月1日施行)《売却》は、規則に服せしめられ、かつ必要な条件のもとに特定の社員または株主により保有されている資本持分<sup>(33)</sup>を超えないこと。」

(法定期間経過後の売却)

L. 23-10-5 条 当該(2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-1°条。2016年1月1日施行)《売却》は、L. 23-10-1 条所定の期間経過後最長2年の

(33) partie du capital

期間内に行われる。同条所定の期間を経過すると、すべての（2015年8月6日法律第2015-990号第204-Ⅱ-1°条。2016年1月1日施行）《売却》は、L. 23-10-1条ないしL. 23-10-3条に服する。

（適用除外）

L. 23-10-6条 本款は、以下の場合には適用されない：

1号 配偶者、尊属または単属の所有する資本参加部分の（2015年8月6日法律第2015-990号第204-Ⅱ-10°条。2016年1月1日施行）《売却》の場合；

2号 第6編所定の和解手続、保護手続、裁判上の更生または清算の対象となっている会社；

（2015年8月6日法律第2015-990号第204-Ⅱ-1°条。2016年1月1日施行）  
《3号 売却に先立つ12ヶ月間に、当該売却がすでに、社会および連帯経済に関する2014年7月31日法律第2014-856号第18条の適用により報知の対象となった場合。》

第2款 企業委員会を設置する義務に服する会社において、資本の過半に対する権利を付与する会社持分または株式または有価証券を売却する場合に、従業員に対し、買付申込みの提案をなすことを認めるための報知について  
（2015年8月6日法律第2015-990号第204-Ⅱ-16°条。2016年1月1日施行）

（企業委員会の設置義務のある中小企業における従業員による持分の買付の申込み）

L. 23-10-7条 ① 労働法典L. 2322-1条の適用により企業委員会の設置義務に服し、かつ直近の事業年度閉鎖時に経済の現代化に関する2008年8月4日法律第2008-776号第51条の意味での中小企業の範疇にある会社において、資本参加部分の所有者が、有限会社の会社持分の50%超を表章する資本参加部分または株式発行会社の資本の過半に対する権利を付与する株式または有価証券を  
（2015年8月6日法律第2015-990号第204-Ⅱ-3°条。2016年1月1日施行）《売却する》ことを望むときは、当該（2015年8月6日法律第2015-990号第204-248(772) 法と政治 68巻3号（2017年11月）

Ⅱ-17°条。2016年1月1日施行)《資本参加部分所有者》は、会社に対して(2015年8月6日法律第2015-990号第204-Ⅱ-3°条。2016年1月1日施行)《売却》の意思を通知する。

② 労働法典(2015年8月17日法律第2015-994号第18-XV-1°条。2016年1月1日施行)《L. 2323-33条》を適用して、企業の長は、遅くとも報知の手続および企業委員会に対する諮問の手続を行うのと同時に、本条第1項所定の通知を従業員に知らせ、かつ従業員が(2015年8月6日法律第2015-990号第204-Ⅱ-6°条。2016年1月1日施行)《企業の長》に(2015年8月6日法律第2015-990号第204-Ⅱ-5°条により削除。2016年1月1日施行)《譲渡人に》に対して(2015年8月6日法律第2015-990号第204-Ⅱ-4°条。2016年1月1日施行)《買付の》申込みを提案することができることを、当該従業員に明らかにする。

③ (2015年8月6日法律第2015-990号第204-Ⅱ-17°条。2016年1月1日施行)《企業の長は、従業員により提出されたすべての買付の申込みを、直ちに所有者に通知する。

④ 《当該資本参加部分が企業の長により保有されているとき、企業の長は、従業員が買付の申込みを企業の長に提案することができることを報知するとともに、売却の意思を直接従業員に通知する。

⑤ (2015年7月17日憲法院決議合憲性の優先問題第2015-476号により本項および次項削除)《本条の不知により行われた譲渡は、各従業員の請求により取り消されることができる。

⑥ 《無効訴権は、資本参加部分の譲渡の公告の日またはすべての従業員が資本参加部分の譲渡について報知を受けた日から起算して、2ヶ月をもって時効消滅する。》

⑦ 「《責任追及訴訟が係属する場合には、受訴裁判所は、検察官の請求にもとづき、売却金額の2%を超えることができない額の過料を宣告することができる。》」

⑧ 企業委員会および従業員代表が同時に欠如していることが労働法典 L. 2324-8 条および L. 2314-5 条に従って証明された場合、当該(2015年8月6日

---

(34) consultation

法律第2015990号第204-Ⅱ-1°条。2016年1月1日施行)《売却》は、本法典(2015年8月6日法律第2015-990号第204-Ⅱ-17°条。2016年1月1日施行)《L. 23-10-1 条ないし L. 23-10-6 条》に服する。

(従業員に対する補佐)

**L. 23-10-8 条** 従業員は、その請求により、デクレにより定められた条件に基づき、地方社会および連帯経済会議所と関連のある管轄地域の地方商工会議所、地方農業会議所、地方手工業および職人会議所の代表および従業員により、指名されたあらゆる者により補佐されることができる。

[参照条文] 2014-1254号デクレ 23-10-3 条 (前述 L. 23-10-2 条の参照条文)

(従業員への報知の方法と守秘義務)

**L. 23-10-9 条** ① 従業員への報知は、規則により明確にされた、従業員による情報受信の日を確定するいかなる方法でも行われることができる。

② (2015年8月6日法律第2015-990号第204-Ⅱ-9°条。2016年1月1日施行)《報知が受領通知請求付書留郵便によりなされる時、情報受信の日は、当該郵便の最初の呈示日である。》

③ 従業員は、買付の申込みを(2015年8月6日法律第2015-990号第204-Ⅱ-5°条により削除。2016年1月1日施行)《譲渡人に》提案をなすことを従業員に認めるために援助が必要な者を除いて、労働法典 L. 2325-5 条において企業委員会構成員について定められているものと同一の条件で、本款を適用して受領された情報について守秘義務を負う。

[参照条文] 2014-1254号デクレ 23-10-2 条 (前述 L. 23-10-3 条の参照条文)

(資本参加部分の売却)

**L. 23-10-10条** L. 23-10-7 条ないし L. 23-10-9 条は、以下の各号を条件と 250(774) 法と政治 68 卷 3 号 (2017 年 11 月)

して、その資本の全部または一部が、特に職業資格の分野において特定の条件に対応する1人または2人以上の社員または株主により保有されることを規定する特別の規則に服する会社の資本参加部分の（2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-1°条。2016年1月1日施行）《売却》に適用される：

- 1号 あるいは求められている条件を満たす買付の申込みを提案することができる少なくとも1人の従業員；
- 2号 「あるいは（2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-1°条2016年1月1日施行）《売却》は、規則に服せしめられ、かつ必要な条件のもとに特定の社員または株主により保有されている資本持分を超えないこと。」

（法定期間経過後の売却）

L. 23-10-11条 ①（2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-13°条。2016年1月1日施行）《すべての従業員が売却に関する報知を受けた日》の後2年を超えて売却が行われるときは、当該（2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-1°条。2016年1月1日施行）《売却》は、再度L. 23-10-7条ないしL. 23-10-9条に服する。

② 労働法典（2015年8月6日法律第2015-990号第18-XV-1°条。2016年1月1日施行）《L. 2323-33条》の適用により、この2年の間に企業委員会がL. 23-10-7条所定の通知の対象を構成する要素の<sup>(35)</sup>（2015年8月6日法律第2015-990号第204-II-1°条。2016年1月1日施行）《売却》計画に関して諮問を受けた場合、この2年の期間の進行は、委員会に対する提訴日と委員会による自己の意見の表明の日との間、意見表明がない場合にはこの意見を表明するために与えられた期間の満了日との間は、停止される。

（適用除外）

L. 23-10-12条 本款は、以下の場合には適用されない：

- 1号 配偶者、尊属または卑属の所有する資本参加部分の（2015年8月6日

---

(35) éléments

法律第2015-990号第204-Ⅱ-10°条。2016年1月1日施行)《売却》の場合；

2号 第6編所定の和解手続，保護手続，裁判上の更生または清算の対象となっている会社；

(2015年8月6日法律第2015-990号第204-Ⅱ-1°条。2016年1月1日施行)  
《3号 売却に先立つ12ヶ月間に，当該売却がすでに，社会および連帯経済に関する2014年7月31日法律第2014-856号第18条の適用により報知の対象となった場合。》